

第6次真室川町総合計画

第2期真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略



2021 - 2030

生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川

～ 人と未来がつながる「住みたい・帰りたい・訪ねたい」ふるさとの創出 ～

令和3年3月
山形県真室川町

町民憲章

昭和55年7月5日制定

わたしたちは、真室川町の町民であることに誇りと自覚を持ち、自然と歴史を大切にし豊かで住みよいまちを築くために力を合わせてこの憲章を守ります。

1. 郷土を愛しゆとりと希望に満ちた、明るい町をつくります。
1. 協力して連帯の心を育て、生きがいのある町をつくります。
1. 励ましあって働き、生涯のよろこびと活力のある町をつくります。
1. 若い力をのばし、子供や老人が大切にされる町をつくります。
1. 心身をきたえ、たがいに学び合い、明日をひらく文化の町をつくります。

○ 町章



この町章は、「まむろがわ」の「ま」を基本にデザインしたもので、三本の線は「川」を表し、これを結んだ輪は、三つの地区(真室川・安楽城・及位)の変わらない連帯を表す。そして上下に伸びた直線は、町の発展と希望を象徴する。

○ 町のシンボル

◎ 町の木「梅の木」



◎ 町の花「梅」



◎ 町の鳥「ウグイス」



◎ 町の魚「ハナカジカ」



◎ 町の音頭「真室川音頭」



◎ 町の昆虫「ハッチョウトンボ」



『生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川』 の実現に向けて



元号が「平成」から「令和」へと変わり、時代の潮流も「物の豊かさ」より、持続可能性を重視したゆとりある生活や自分らしさの発揮などの「心の豊かさ」を大切にする考え方へと変化しています。

また、少子化を伴う人口減少の加速、自然災害の頻発化・激甚化、地球環境への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、まさに今、時代の転換点にあります。

こうした中、世界中を震撼させ、今なお猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染拡大は、マスクの着用や身体的距離の確保など日常の生活スタイルを変えたほか、急速なデジタル化の進行も相まって、テレワークなどの多様な働き方や、地方分散の流れを生み出しました。

時代が大きく変化している中であっては、こうした社会の潮流を的確に踏まえつつ、将来に対する明確なビジョンを持って取り組んでいくことが重要です。

このため、中高生によるワークショップ、町民アンケート、総合計画等策定委員会での審議、パブリックコメント等により、多くの町民の皆様に関わっていただき、このたび、今後10年間の新たなまちづくりの指針となる「第6次真室川町総合計画」を策定いたしました。

この新たな計画に基づき、町民の皆様お一人おひとりが、自分らしさを発揮しながら輝き続ける、誰もが「住みたい・帰りたい・訪ねたい」と思っていただけふるさとづくりを進め、子どもから高齢者まで幅広い世代が「生きがい」を感じ、「幸せ」を感じることでできるまちの実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました町民の皆様、そして、熱心にご審議をいただきました総合計画等策定委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和3年3月

真室川町長 新田 隆治

第6次真室川町総合計画の策定によせて



本策定委員会は、令和2年5月8日に町長より諮問を受け、第6次真室川町総合計画の策定について審議を行ってきましたが、このたび審議を終え答申する運びとなりました。

今回の総合計画では、第5次総合計画の成果を踏まえ、人口減少・高齢社会への対応、産業振興と雇用の確保、人材育成、安全・安心の確保といった社会情勢の変化への対応が求められました。

そこで本総合計画においては、『生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川』を10年後の「まちの将来像」とし、誰もが「住みたい・帰りたい・訪ねたい」と思えるまちを目指し、この実現に向けて5つの「基本目標」を定めています。

まず生活の基盤である産業の振興や雇用の確保については基本目標Ⅰ『やりがいを持って安心して働けるまち』を、次に誰もが健康で安心して生きることができるよう基本目標Ⅱ『健やかで安心して暮らせるまち』を定めました。さらに次代を担う人材を育てるために基本目標Ⅲ『みんなで育む学びのまち』を、そして日々の暮らしの質を向上させつつ、それが持続し続ける条件づくりのために基本目標Ⅳ『暮らしやすさを実感できるまち』および基本目標Ⅴ『健全で自立したまち』を定めています。

「まちの将来像」の実現には、本総合計画で策定された政策・施策を着実に実行していくことが重要となりますが、そのためには町民の皆様のご協力が不可欠となります。町民一人ひとりが「まちの将来像」を共有し、行政と協働しながらその実現を目指していただくことを祈念しております。

最後になりますが、審議において多くの貴重なご意見をいただいた策定委員の皆様、また取りまとめにご尽力いただいた事務局の皆様にお礼申し上げます。

令和3年3月

第6次真室川町総合計画等策定委員会
委員長

下平 裕之





目次

第1編 真室川町人口ビジョン(抜粋版)

第1章 人口ビジョンについて	1
① 真室川町人口ビジョンとは	1
② 対象期間	1
③ 人口動向の分析	1
④ 人口の将来展望	6
⑤ 目指すべき将来の方向	8

第2編 真室川町総合計画

第1章 総合計画策定にあたって	9
① 総合計画策定の趣旨	9
② 計画の構成と期間	9
③ 総合戦略との関係	10
④ 計画の推進	11
⑤ 進行管理	11
第2章 真室川町の状況	12
① 概要	12
② 年齢の3区分別人口	12
③ 産業構造	13
④ 世帯数	14
第3章 社会経済情勢	15
① 人口減少と少子化の加速	15
② 人生100年時代の到来	15
③ ライフスタイルや価値観の多様化	15
④ 技術革新の進展とデジタル化の加速	15
⑤ 自然災害の頻発と激甚化	16
⑥ 地球環境への意識の高まり	16
⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応	16

第4章 主要課題・	17
① 人口減少・少子化の抑制	17
② 産業の振興と雇用の確保	17
③ 高齢社会への対応・	17
④ 教育環境の充実と人材育成	18
⑤ 安全・安心の確保	18
第5章 基本構想・	19
① まちの将来像・	19
② 土地利用の方向	20
③ 基本目標・	21
④ 第6次真室川町総合計画及び総合戦略の体系図	23
第6章 基本計画・	24
① 基本計画体系図	24
② 政策及び施策・	26
第1節 やりがいを持って安心して働けるまち	26
政策1 農業の振興・	26
政策2 林業の振興・	33
政策3 商工業の振興・	36
第2節 健やかで安心して暮らせるまち	40
政策4 保健医療の充実	40
政策5 福祉の充実・	44
政策6 子育て支援の充実	49
第3節 みんなで育む学びのまち	54
政策7 学校教育の充実	54
政策8 多様な学びの機会の充実	63
第4節 暮らしやすさを実感できるまち	68
政策9 交通ネットワークの整備	68
政策10 住環境の質の向上	71

政策11 生活安全の確保	78
政策12 克雪・利雪の推進	81
政策13 自然環境の保全・活用	85
第5節 健全で自立したまち	88
政策14 次代を担う人材の確保	88
政策15 交流の促進	91
政策16 多様な主体の社会参画の促進	95
政策17 健全な行財政運営	98
第7章 新型コロナウイルス感染症への対応	101
第8章 持続可能な開発目標(SDGs)と各政策の関連性	102

第3編 真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 重点施策	105
1. しごと 真室川の資源を活かした「しごと」の創出	105
2. 子育て 次世代を担う子どもたちを育み子育ての希望をかなえる暮らしの創出	107
3. 安全・安心 安全・安心な暮らしの創出	109
4. 定住・移住 「住みたい・帰りたい・訪ねたい」ふるさとの創出	110
5. 地域づくり 住む人の個性が発揮される地域づくりの支援	112

第4編 資料編

1. 第6次真室川町総合計画等策定委員名簿	113
2. 策定経過	114
3. まちづくりアンケートについて	115
4. 用語集	117

第1編
真室川町人口ビジョン
(抜粋版)

第1章 人口ビジョンについて

① 真室川町人口ビジョンとは

真室川町人口ビジョンは、令和元年12月に改訂された国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案し、本町における人口の現状を分析することにより、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき町の方向と人口の将来展望を示すものです。

② 対象期間

真室川町人口ビジョンの対象期間は、2015(平成27)年から2060(令和42)年までで、この度、国の長期ビジョンの改訂と第6次真室川町総合計画並びに第2期真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にあわせ、見直しを行うものです。

③ 人口動向の分析

1. 総人口の減少

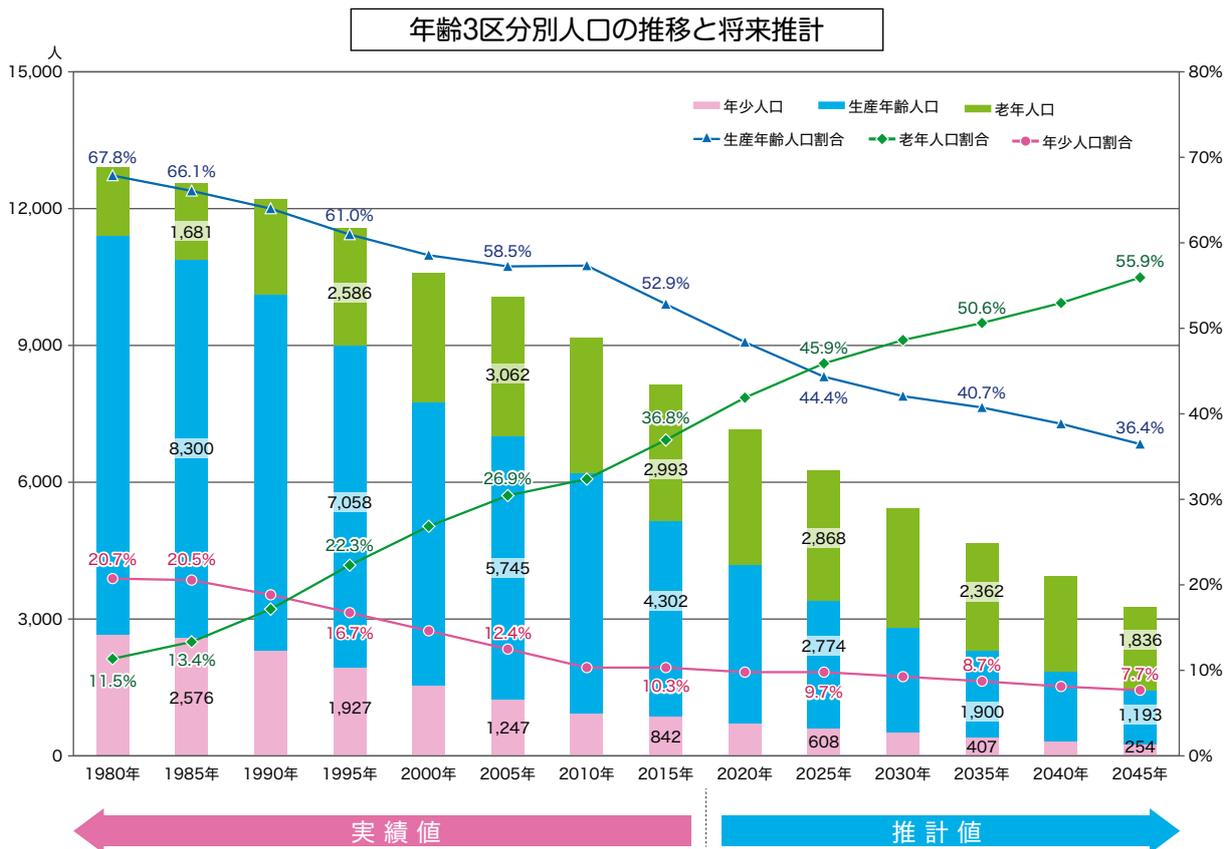
- 1955(昭和30)年の17,118人をピークにその後は減少を続け、2015(平成27)年には8,137人と、ピーク時の半数以下まで人口が減少しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、2045(令和27)年の真室川町の人口は3,283人となっており、2015(平成27)年の4割程度に人口が減少すると見込まれます。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」
(注)2015年までは実績値

2. 年齢別人口の推移と将来推計

- 年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)は減少を続けており、2020(令和2)年以降の推計値においても同様となっています。一方で、老年人口(65歳以上)は2005(平成17)年まで増加を続け、その後は横這い傾向でしたが、2025(令和7)年以降は減少傾向に転じると推計されます。
- 2015(平成27)年までの実績値において、年少人口と生産年齢人口の割合は低下傾向にあり、老年人口の割合は上昇を続けており、推計値においても2045(令和27)年まで同様の傾向となっています。
- 2015(平成27)年には、高齢者1人を生産年齢人口1.44人で支えている状況ですが、2025(令和7)年には老年人口の数が生産年齢人口の数を上回り0.97人で支える状況になり、2045(令和27)年には0.65人で支える状況になると推計されます。

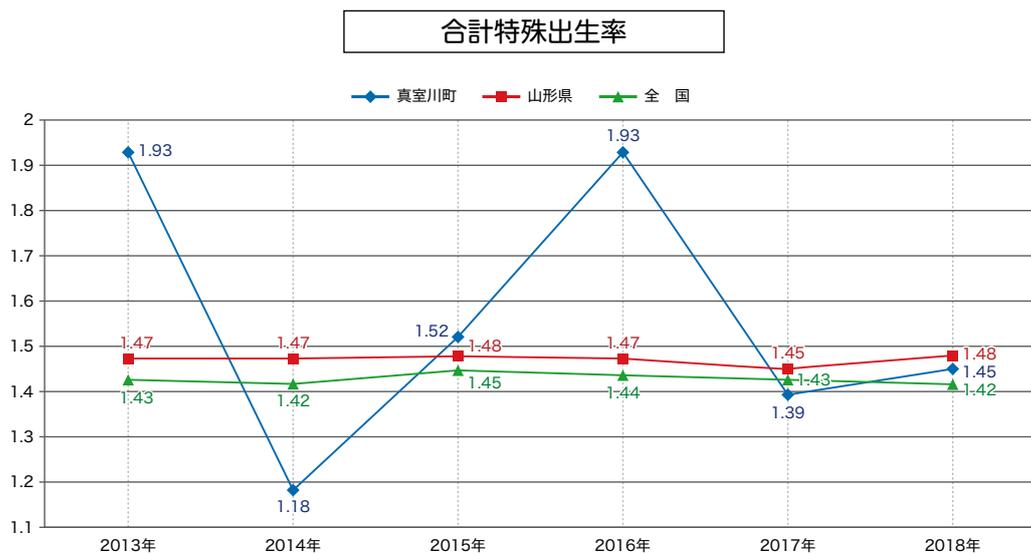


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」
 (注)2015年までは実績値

第1編 真室川町人口ビジョン(抜粋版)

3. 出生数・死亡数等の推移

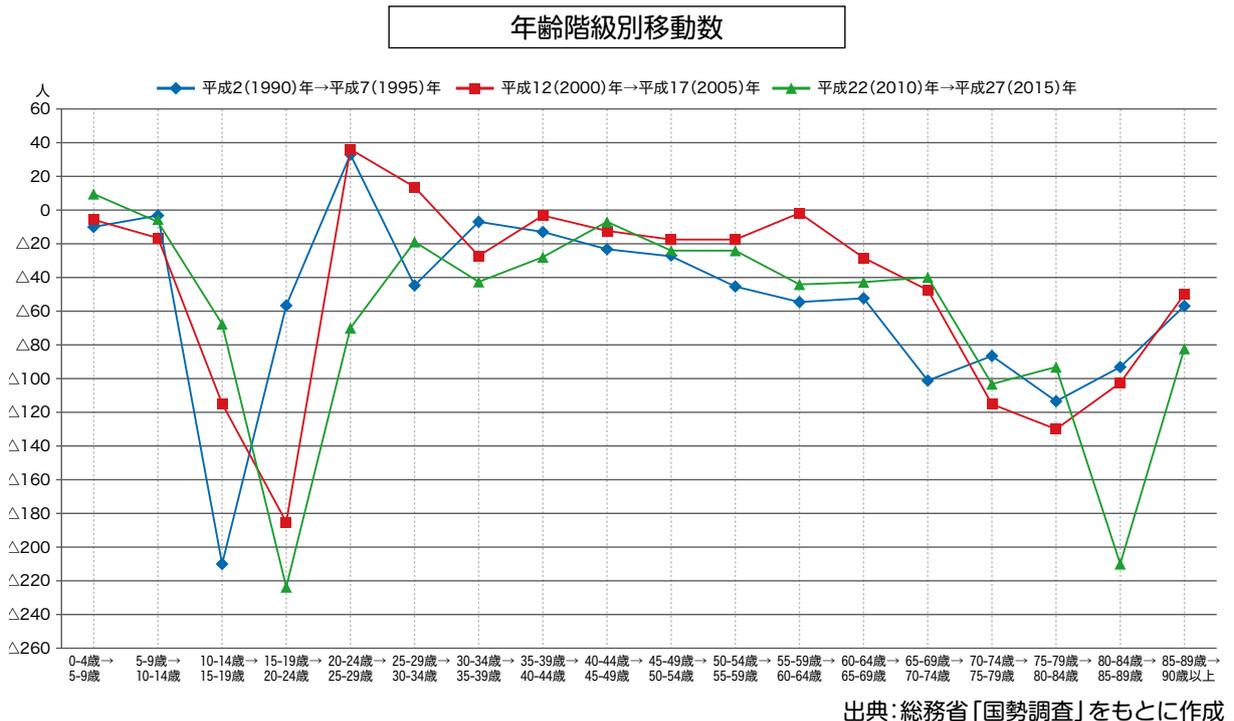
- 1991(平成3)年までは出生数が死亡数を上回る「自然増」で推移していましたが、1992(平成4)年に「自然減」に転じ、その後、出生数が減少傾向で推移していることから自然動態の減少幅は拡大傾向にあります。
- 合計特殊出生率^{*1}は、年によってばらつきがありますが、2018(平成30)年では1.45と、全国と山形県との水準となっています。



*1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一般的に一人の女性が一生の間に産む子どもの数と解釈される。

4. 転入者数・転出者数及び年齢階級別の動向

- 転入者数・転出者数は、一貫して転出者数が転入者数を上回る「社会減」の状態が続いています。また、長期的には転入者数・転出者数ともに減少傾向にあります。
- ほとんどの年齢階級において転出超過となっています。特に15～24歳の層で大きく転出超過となっており、これは高校や大学への進学、および高校や大学の卒業に伴う転出の影響などが考えられます。



第1編 真室川町人口ビジョン(抜粋版)

5. 他市区町村への転入・転出

- 平成22年から令和元年までの10年間の推移をみると、県内においては新庄市との間で転入・転出が多い状況となっています。新庄市には、転入者数の約1.7倍の転出者があり、転出超過となっています。また、10年間で県外への転出者数が1,010人と、転出者数全体の4割以上が県外に転出しています。

他市区町村への転入・転出の状況

		山形市	天童市	東根市	村山その他地域	新庄市	金山町	最上町	舟形町	大蔵村	鮭川村	戸沢村	置賜地域	鶴岡市	酒田市	庄内その他地域	県外	合計
H22	転出	18	8	7	8	66	6	0	1	0	9	5	5	4	6	0	123	266
	転入	11	8	2	6	44	10	3	5	1	9	1	4	4	1	0	91	200
H23	転出	23	0	10	6	56	7	3	3	3	3	3	9	4	4	0	119	253
	転入	11	7	1	5	41	9	7	5	2	9	4	13	3	3	0	62	182
H24	転出	26	6	7	4	68	3	1	1	3	5	0	9	1	4	0	99	237
	転入	9	3	10	3	29	7	3	1	0	13	1	1	0	8	0	64	152
H25	転出	18	3	12	12	66	1	2	4	1	7	4	2	5	3	2	113	255
	転入	11	6	4	2	35	12	4	2	0	7	2	3	1	9	0	48	146
H26	転出	13	8	15	11	40	6	0	1	2	2	3	4	3	6	0	91	205
	転入	15	3	1	14	36	7	2	2	5	1	3	1	4	5	0	83	182
H27	転出	11	13	10	10	63	7	2	0	2	5	7	3	4	2	1	104	244
	転入	5	5	1	1	36	5	0	3	3	3	2	4	3	4	1	52	128
H28	転出	18	5	5	5	65	6	1	9	0	3	3	3	3	0	0	81	207
	転入	3	2	6	0	38	9	1	5	0	7	0	2	3	7	0	68	151
H29	転出	11	1	4	8	36	6	2	3	0	8	4	9	5	3	1	94	195
	転入	9	1	13	6	27	5	1	1	2	6	5	3	1	1	0	64	145
H30	転出	9	8	12	12	60	7	2	10	1	4	5	5	6	3	1	91	236
	転入	7	3	7	4	26	9	8	0	1	7	5	0	0	2	0	64	143
R1	転出	22	4	9	3	71	3	5	1	1	12	3	2	1	9	1	95	242
	転入	5	1	1	6	27	7	4	1	3	10	1	5	4	0	4	69	148
合計	転出	169	56	91	79	591	52	18	33	13	58	37	51	36	40	6	1,010	2,340
	転入	86	39	46	47	339	80	33	25	17	72	24	36	23	40	5	665	1,577

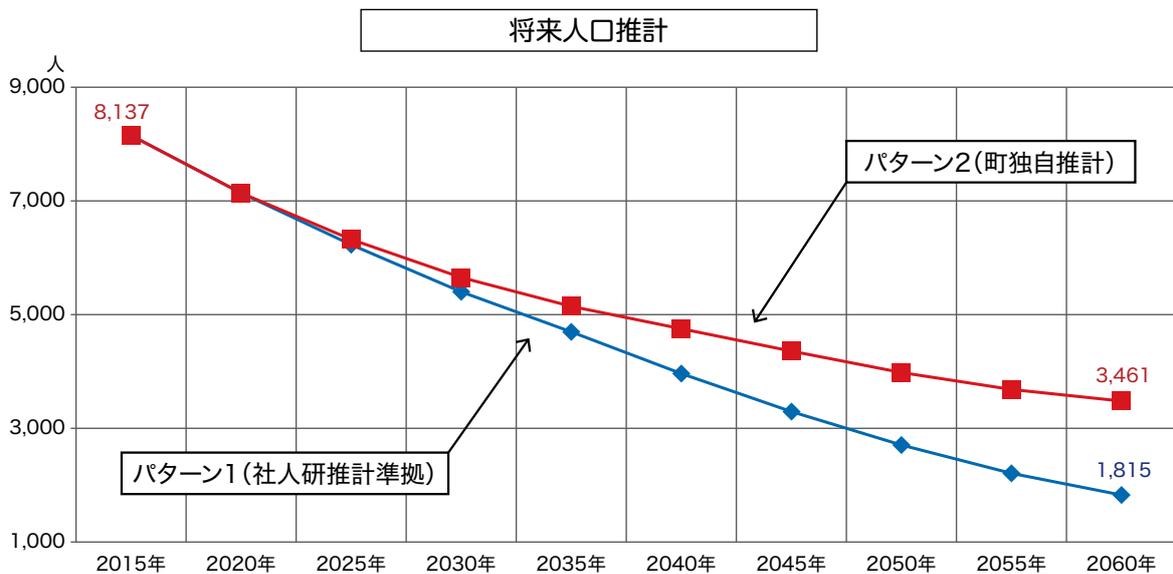
出典:「山形県の人口と世帯数」をもとに作成

(注)最上地域及び転入者または転出者が20人以上の市町村にて作成

④ 人口の将来展望

1. 将来人口の推計

- 総人口は、社人研の推計方法に準拠した推計(パターン1)では年々減少を続けると見込まれます。一方で、自然増減のうち出生に関する仮定と社会増減に関する仮定を変えた真室川町独自推計(パターン2)では、人口減少の速度と規模が一定程度抑制されると見込まれます。
- パターン1の推計では、本町の総人口は、2015(平成27)年には8,137人ですが、2030(令和12)年には5,421人、2040(令和22)年には3,951人、2060(令和42)年には1,815人まで減少が見込まれます。
- パターン2(真室川町独自推計)では、総人口は2030(令和12)年には5,647人、2040(令和22)年には4,746人と見込まれます。2060(令和42)年には3,461人となりパターン1の推計から1,646人上乗せされます。



[人口]

(単位:人)

	平成27年 2015	令和2年 2020	7 2025	12 2030	17 2035	22 2040	27 2045	32 2050	37 2055	42 2060
パターン1(社人研推計準拠)	8,137	7,160	6,250	5,421	4,669	3,951	3,283	2,706	2,221	1,815
パターン2(町独自推計)	8,137	7,138	6,307	5,647	5,140	4,746	4,350	3,991	3,693	3,461

第1編 真室川町人口ビジョン(抜粋版)

【推計条件】

将来人口の推計は、下記のように、社人研推計方法をベースに、人口増減を、出生と死亡によって生じる人口の増減「自然増減」と、他地域からの転入・転出によって生じる人口の増減「社会増減」の2つの要素に基づき仮定し、それぞれ行っています。

● パターン1(社人研推計準拠)

項目	推計に関する仮定
出生	2015(平成27)年の国勢調査における全国平均と本町の「子ども女性比」の格差をとり、その格差が、2020(令和2)年以降、概ね維持されると仮定。
死亡	65歳未満では「山形県の生存率」を仮定値とし、65歳以上では「本町の生存率」を仮定値として適用。
移動	2010(平成22)年～2015(平成27)年の国勢調査に基づいて算出された純移動率が、2040(令和22)年以降継続すると仮定。

● パターン2(町独自推計)

項目	推計に関する仮定
出生	合計特殊出生率が、2040(令和22)年までに2.07まで段階的に上昇し、それ以降は2.07を維持するものと仮定。
死亡	パターン1と同じ。
移動	2015(平成27)年時点で社会増減がマイナスとなっている年齢階級について、今後定率でマイナスが縮小し、2040(令和22)年に均衡(転出=転入)し、それ以降は均衡を維持すると仮定。

5 目指すべき将来の方向

本町の人口は、1955(昭和30)年の17,118人をピークに減少に転じ、社会移動による若者の転出超過に加え、「少子高齢化」という人口構造上の課題により、今後も減少が続くと考えられます。

今後は、人口減少を抑制していくために、次のような考えに基づき、総合計画における基本計画や総合戦略の各種施策を実施していくことを基本とします。

1. 転入者の増加に向けた対策(社会増減)

高校卒業時の転出から大学や短大、専門学校卒業時の地元回帰(転入)を差し引いた転出超過を抑制することが最優先の課題となっています。

① 地元回帰のための雇用対策

本町で就職したくても、所得水準や自分が就きたい仕事の有無が問題となって地元回帰がかなわない若者もいることから、より多くの若者の地元回帰を呼びこむためには、町の資源を活用した雇用の創出とともに、近隣市町村と連携し最上地域全体としての雇用吸収力を高めていく対策を講じます。

② 地元への愛着の醸成

生まれ育った地元への愛着を育み、いずれは地元に戻ってきたいという意志を若い世代に涵養するための取組みを講じます。

2. 出生率回復に向けた対策(自然増減)

今回の住民アンケート調査では、20歳代・30歳代の町民が“理想とする”子どもの人数は「2.65」人、“現実的な”子どもの人数は「2.21」人となっています。この調査結果から、結婚支援策や安心して子どもを産み育てたい人の希望をかなえる施策を推進していくことで、中長期的には出生率を上昇させ人口置換水準の出生率(2.07)を実現することも可能であると考えられます。

① 出会いの場の創出と若い世代が安心して暮らせる環境づくり

出生率の低下は、生涯未婚率の上昇や平均初婚年齢の上昇などに現れる「有配偶率の低下」が主たる要因と考えられることから、出会いの機会提供や婚活支援に加え、結婚後も安心して暮らせる環境(安定した就業の機会、一定の所得、住まいの確保など)の整備を推進します。

② 出産・子育て支援策の充実

出生率が低下している背景には、20~39歳の女性人口の減少や未婚率の上昇があり、出生率の回復のためには、若い女性が定住したうえで、安心して結婚・出産・子育てができる環境整備を推進します。

第2編
真室川町総合計画

第1章 総合計画策定にあたって

① 総合計画策定の趣旨

真室川町では、平成23年度（西暦2011年度）を初年度とする「第5次真室川町総合計画」を策定し、『人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川』を将来像として掲げ、各分野において町勢発展に向けた各般の施策を推進してきました。

この間、人口減少の加速、情報通信技術（ICT）^{*2}の急速な進展、自然災害の頻発化・激甚化、感染症に対する不安の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした中で本町が発展し続けるためには、社会の潮流を踏まえつつ、中長期的な視点に立って、町のあるべき姿、政策の方向性を示し、町民と意識を共有しながら町政を運営していくことが必要であることから、今般、新たな町政運営の指針となる「第6次真室川町総合計画」を策定します。

② 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」と「基本計画」で構成し、その内容と期間は以下のとおりとします。

（1）基本構想

町の将来を展望し、総合的かつ計画的な運営を図るための基本的な構想をいい、本町が目指す将来像を示し、それを実現するための基本的方向を示すものです。

【計画期間】 10年間（令和3年度～令和12年度）

（2）基本計画

基本構想を実現するために、町政全般にわたって施策の展開方向と主要な事業を示すものです。

【計画期間】 5年間（令和3年度～令和7年度）

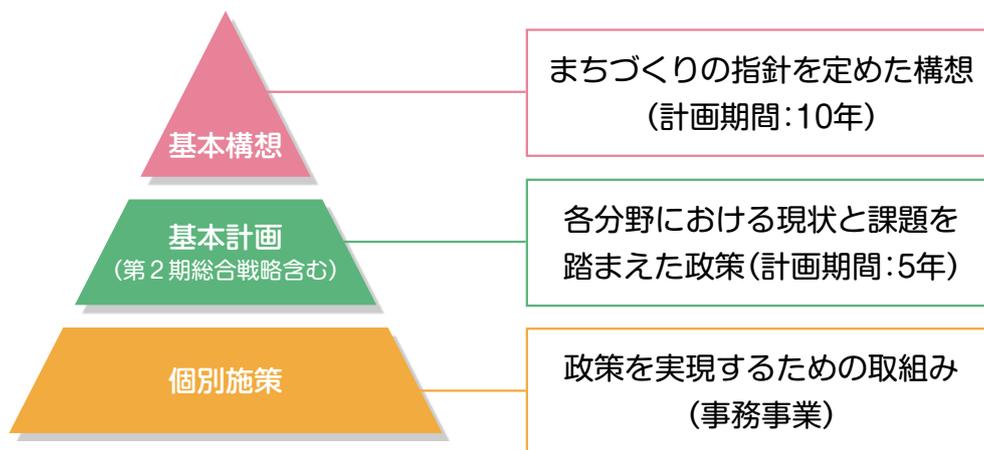
*2 インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながること。

③ 総合戦略との関係

基本計画を「まち・ひと・しごと創生法」(注)(平成26年法律第136号。以下「創生法」という。)第10条第1項の規定に基づく本町における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、総合計画と総合戦略を一体的に策定します。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	10年間									
基本計画 (総合戦略含む)	5年間					5年間				

◆令和8年度以降の基本計画については、令和7年度までの基本計画の検証と、国の次期「まち・ひと・しごと創生基本方針」を踏まえ策定します。



(注)

◆まち・ひと・しごと創生法(抄)

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実績に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

第2編 真室川町総合計画

◆「地方総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)」 P16 (抜粋)

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標(KPI)^{*3}を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。(以下、省略)

※ 創生法における人口減少克服・地方創生という目的は、本町が今後行うまちづくりにおける重要課題であることから、本町は第6次真室川町総合計画と第2期真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定します。

こうしたことから、この計画の名称を「真室川町総合計画・真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とします。

4 計画の推進

- 本計画の推進においては、組織内の連携を図りつつ、「民間活力」を積極的に活用しながら、限られた財源や資源の中で効率的かつ効果的な取組みを進めていきます。

5 進行管理

- 基本計画の施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定し、各年度に達成状況や課題の整理・分析・評価などを通じて、事業等の内容を見直し改善することとします。
- 基本計画の終了年度には、その成果を総括し、次期の基本計画を策定します。
- なお、社会情勢が大きく変化するなどの場合においては、計画内容の見直しを含め柔軟に対応することとします。

*3 組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで目標達成に向けた動きを把握することができる。

第2章 真室川町の状況

1 概要

本町は、1956(昭和31)年9月に真室川町・安楽城村・及位村の1町2村が合併し、誕生した町です。

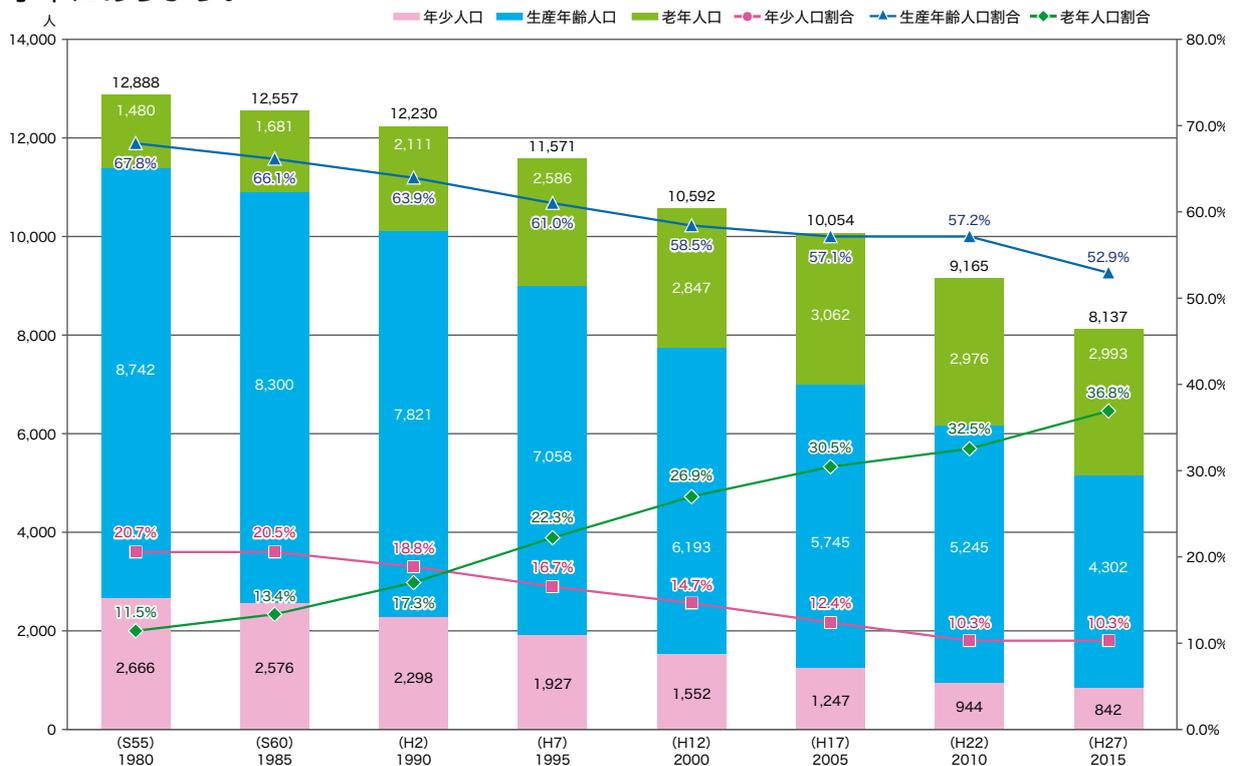
山形県の最北端に位置し、総面積374.22km²のうち林野面積が88.3%を占める山間地であり、東側、西側及び北側の三方を急峻な山々に囲まれ、これら山地からの支流が町を縦断する真室川と鮭川に流れ込み、その河川流域に平地や集落が小範囲に点在しています。

平均気温10.0℃、平均年間降水雨量2,711.0mm、最深積雪量271cmが示すように、夏は盆地特有の高温多湿、冬は豪雪という自然条件にあつて、木材や山菜に代表される森林資源に恵まれ、四季折々の景観と風土のなかで、独特の地域文化が築き上げられてきました。

2 年齢の3区分別人口

年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)はそれぞれ一貫して減少しています。老年人口(65歳以上)についても、2010(平成22)年に減少へ転じており、現在は横這いの状況にあります。

老年人口割合(高齢化率)は、2015(平成27)年で36.8%となっており山形県内でも高い水準にあります。



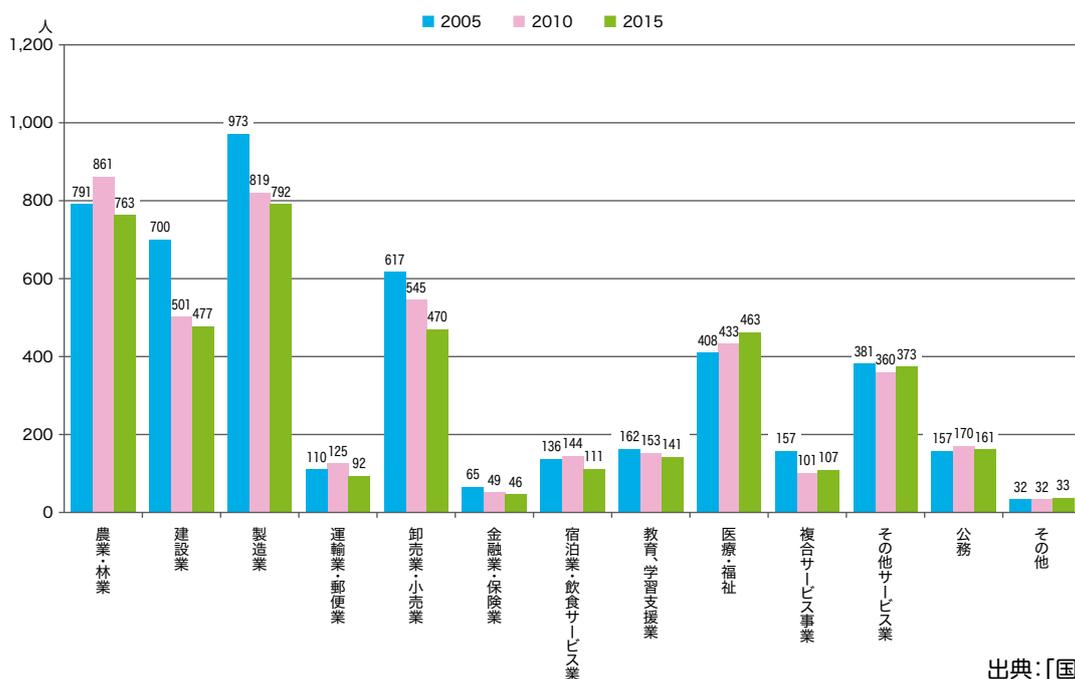
出典:「国勢調査」

第2編 真室川町総合計画

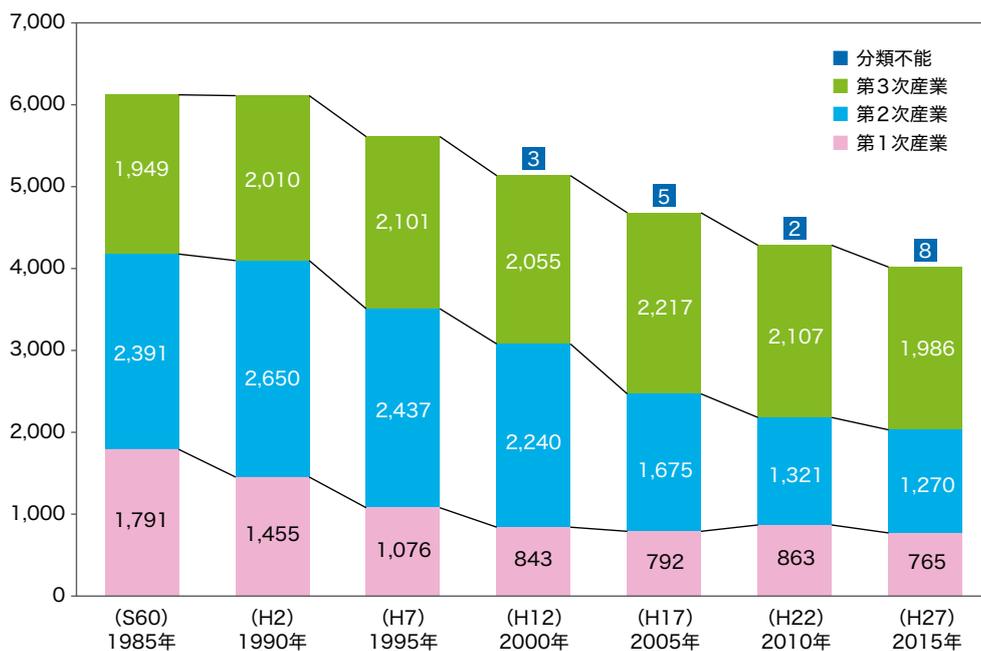
③ 産業構造

2015(平成27)年の国勢調査によると、本町の就業者総数は、4,029人であり、人口に占める割合は49.5%となっています。うち、農林水産業の第1次産業は765人(19.0%)、製造業や建設業などの第2次産業は1,270人(31.5%)、小売業やサービス業などの第3次産業は1,986人(49.3%)となっています。

2005(平成17)年から2015(平成27)の10年間の推移をみると、人口と同様に減少傾向にあり、就業者数は660人・14.1%減少しています。



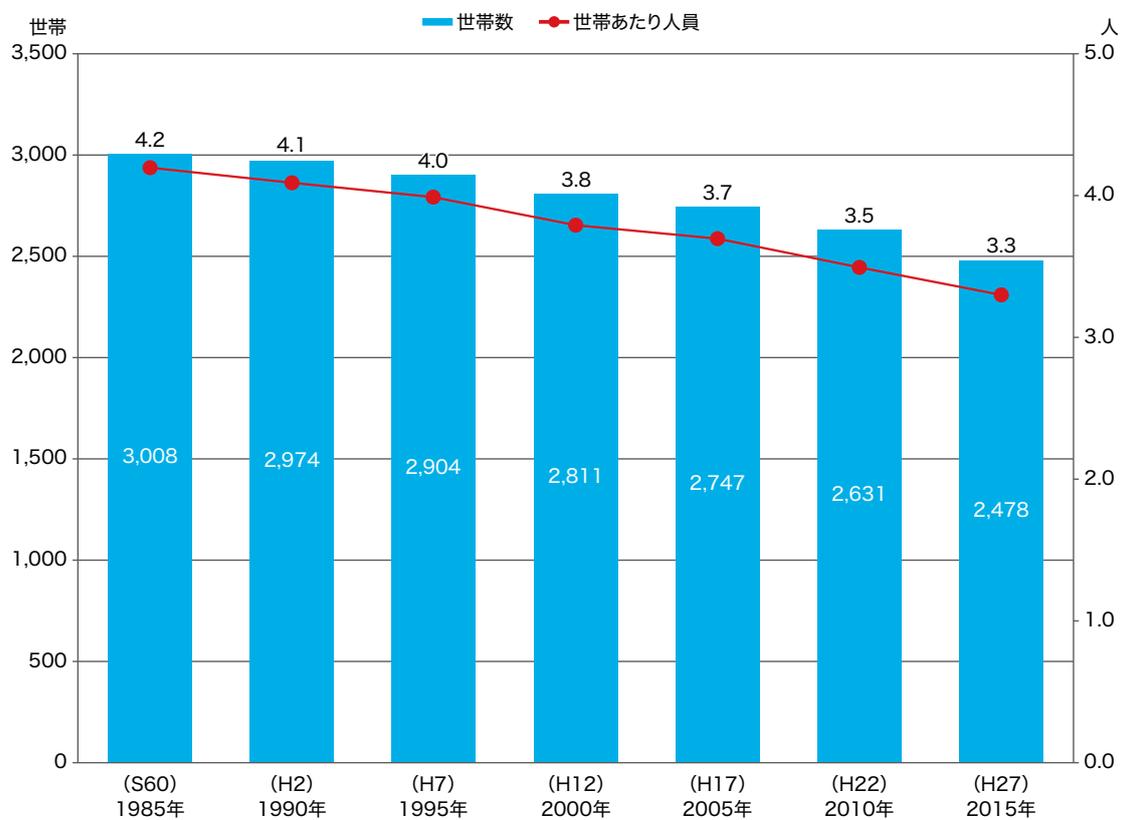
出典：「国勢調査」



出典：「国勢調査」

④ 世帯数

2015(平成27)年の国勢調査によると、本町の世帯数は、2,478世帯となっており、1995(平成7)年まで緩やかに減少していたものが、2000(平成12)年以降は減少率が大きくなっています。世帯あたりの人員も、1995(平成7)年まで4人台であったものが、2015(平成27)年では3.3人まで減少しており、家族構成なども変化していると推測されます。



(単位:世帯・人)

(年度)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
世帯数	3,008	2,974	2,904	2,811	2,747	2,631	2,478
世帯数の減少率	1.8%	1.1%	2.4%	3.2%	2.3%	4.2%	5.8%
世帯あたり人員	4.2	4.1	4.0	3.8	3.7	3.5	3.3

出典:「国勢調査」

第3章 社会経済情勢

① 人口減少と少子化の加速

我が国は2008(平成20)年をピークに人口減少社会に突入しています。未婚化や晩婚化等による出生数の減少に歯止めがかからず、死亡数が出生数を上回っていることが要因とされています。

国内の人口移動の状況を見ると、これまでは東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)への転入超過が長い間続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京圏一極集中の流れにも変化が出てくると予測されています。

② 人生100年時代の到来

我が国の平均寿命は延伸が続き、「令和元年度高齢社会白書」(内閣府)によれば、2065(令和47)年には、男性84.95歳、女性91.35歳となることが予測されています。今後も元気な高齢者は増えていくものと見込まれ、「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。

③ ライフスタイルや価値観の多様化

生活水準の向上やインターネットの普及等により、ライフスタイルや個人の価値観が多様化しています。内閣府の調査では、「豊かさ」について、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりある生活」を重視する傾向が続いています。また、社会が一体となって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や「働き方改革」が提唱され、多様な豊かさと生活の在り方に対する国民の関心は高まっています。

④ 技術革新の進展とデジタル化の加速

我が国では、AI^{*4}やIoT^{*5}、ロボットなどの技術革新がこれまでにないスピードで進展しています。こうした技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会「Society5.0(超スマート社会)^{*6}」の実現に向けた動きが加速しています。また、

*4 人工知能。学習、推論、認識、判断などの人間の知能を持たせたコンピュータシステム。

*5 物のインターネット。情報伝達機能を物に組み込み、インターネットでつなぐことで、物からデータ取得したり、そのものを遠隔操作する仕組み。

*6 閣議決定により、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された言葉。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

デジタル化の加速によりテレワーク^{*7}やオンライン会議^{*8}などの新しい仕事のあり方が示され、ワーケーション^{*9}やキャッシュレスなど生活の多様性にも影響を及ぼしています。

⑤ 自然災害の頻発と激甚化

地球温暖化による継続的な気候変動は気象現象にも大きな変化を与えており、大雨や短時間豪雨の発生頻度は増加傾向にあります。山形県や最上管内でも風水害や土砂災害が頻発し、被害規模が拡大傾向にあります。国では国土強靱化基本計画やそれに基づく年次計画が策定され、災害に対応する強靱な国土づくりを推進するとともに、地方に対してもハード・ソフト両面から強靱なまちづくりを求めています。

⑥ 地球環境への意識の高まり

我が国では成長戦略の柱として経済と環境の好循環を掲げ、二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロになるようなエネルギー利用のあり方やシステムを指す「カーボン・ニュートラル^{*10}」の実現に向けた動きがみられはじめるなど、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限活用する取組みが今後さらに活発になることが見込まれます。

⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応

2020(令和2)年、世界がその猛威に直面した新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染が拡大し、未だに収束にいたっていない状況にあります。そのような中において、「新しい生活様式」の実践を通じて感染予防の徹底を図りながら、経済の再生と新しい働き方による地方への人口分散・回帰の関心の高まり等が見られます。

*7 情報通信技術を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

*8 モニターやカメラ、マイクを使って、遠隔地の人とコミュニケーションを取ることができる仕組み。

*9 英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の合成語。リゾートや地方部など普段とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。

*10 環境科学の用語の一つ。何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。

第4章 主要課題

現状や特性、本町を取り巻く社会経済情勢の変化、まちづくりアンケートの結果等を踏まえ、本町が抱える主要課題を整理します。

① 人口減少・少子化の抑制

人口減少・少子化は、後継者や労働力不足による生産力の低下だけでなく、地域コミュニティの衰退など、まち全体の活力に影響を及ぼします。

まちづくりアンケートの結果では、人口減少抑制を求める意向が多く、子育て世代では、さらなる子育て支援の充実を望む意見が多くを占めています。

また、将来的に子育て世代となりえる15～24歳の若い世代で、進学や就職に伴う大幅な転出超過が続いており、UIJターン^{*11}などの地元回帰や移住を促す取組みとあわせ、雇用や住宅等の生活条件整備を進めなければ、人口減少・少子化の抑制にはつながらない状況にあります。

② 産業の振興と雇用の確保

本町の産業別就業人口を見ると、男性では農林業、製造業、建設業の就業者数が、女性では医療・福祉、製造業、小売業の就業者数が多くなっています。しかし、どの業種においても、担い手や後継者不足が顕在化しています。また、景気の浮沈や労働力確保の課題により、新規企業の進出は進まない状況にあります。

産業の振興は、雇用と収入の確保だけでなく、若い世代が地元へ回帰するために取り組みなければならない喫緊の課題となっています。

③ 高齢社会への対応

本町の老年人口割合（高齢化率）は2015（平成27）年の国勢調査時点において36.8%ですが、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2035（令和17）年には50%に達するものと推計されています。

*11 人口還流現象の総称であり、Uターンは地方から都市に移住したあと、再び故郷に戻ることに。Iターンは都市から地方に移住すること。Jターンは地方から都市に移住したあと、故郷の近くの地方都市に再び移住すること。

地域の担い手が減少する一方、高齢者の人口に占める割合が高くなっていることから、高齢者のみの世帯も増加し、居住地域によっては買い物や通院などの日常的な移動が困難になりつつあったり、地域コミュニティとの関わりが少なくなったりしています。まちづくりアンケートの結果では、「保健・医療・福祉の充実」を男女各世代が最も重要視している項目に挙げており、町民全ての人が、健康で安心して暮らせる社会の実現が望まれています。

④ 教育環境の充実と人材育成

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習機会の確保のため、教育環境の充実が求められます。また、幼い頃から地域の自然・歴史・文化を学ぶことで郷土愛を育み、将来にわたり活力あるふるさとを担う人材を育てることが地域社会を形成していくうえで必要とされています。

⑤ 安全・安心の確保

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災や、山形県内観測史上最大の震度6弱の揺れを記録した2019(令和元)年6月の山形県沖地震、最上川の氾濫等により山形県内に過去最大の風水害被害をもたらした2020(令和2)年7月の豪雨災害など、近年、山形県でも大規模な自然災害が多発しています。

また、今なお猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、世界各地で人命を脅かし、経済を停滞させ、人々の生活様式を一変させました。

こうしたことを背景に、様々な危機への対応力を強化し、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めていくことが求められています。

第5章 基本構想

① まちの将来像

第6次真室川町総合計画で目指す10年後（令和12年度・2030年）の「まちの将来像」を次のとおり定めます。

「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」

～ 人と未来がつながる「住みたい・帰りたい・訪ねたい」ふるさとの創出 ～

本町には、緑豊かな山々や清らかな河川などの自然を背景に、伝統文化や暮らしの知恵が先人から脈々と受け継がれてきました。本町がもつ多様な文化や資源を通じた日々の暮らしの中で、あらゆる世代が幸せな瞬間をこの町で積重ね、暮らしそのものに意義を感じることで町全体の豊かさにつながると考えます。

わたしたちは、町民一人ひとりが個性を発揮し、地域や世代を超えた多様な関わりの中で、自分らしい「暮らし」「学び」「仕事」を通じて生きがいを実感でき、日常生活の中に笑顔があふれ、誰もが「住みたい」、「帰りたい」、「訪ねたい」と思える町を目指します。

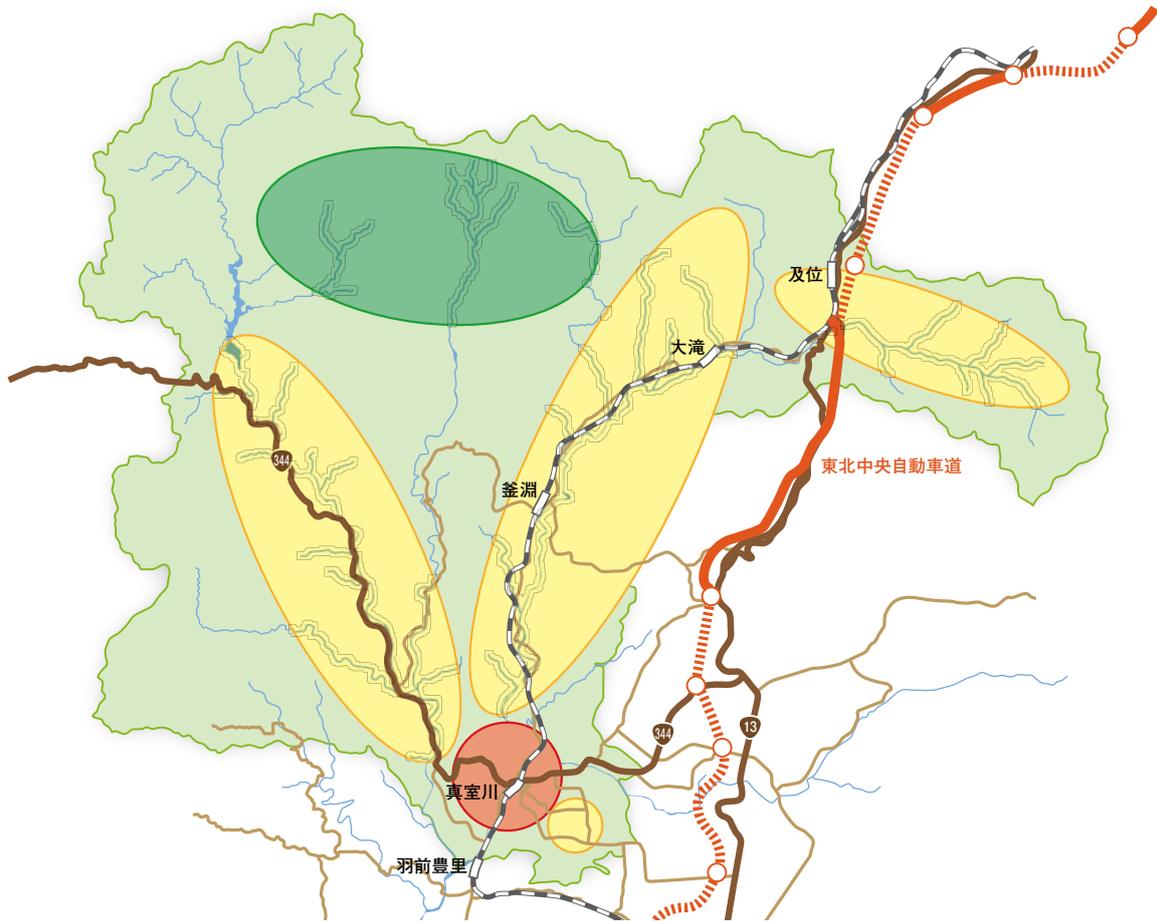
○ 10年後の人口展望

2030(令和12)年の展望：5,647人

(出典：真室川町人口ビジョン)

② 土地利用の方向

これまでの土地利用の方向性を継承することを基本として、今後の土地利用について、次のとおりゾーニングを行います。



凡 例	ゾーン	機 能
	市街地ゾーン	南部は町の中心的生活の場としての土地利用を目的とする「市街地ゾーン」として位置づけ、公共施設やインフラ整備の調整を図ります。
	農村・集落ゾーン	鮭川・真室川の支流を含む河川沿いに集落や農地が点在していることから「農村・集落ゾーン」として位置づけ、農業基盤の整備による農村生産力の向上と自然環境の保全を図ります。
	森林ゾーン	山形県立自然公園として指定を受ける北部の山林を「森林ゾーン」として位置づけ、森林環境保全を基本としながら、巨木をめぐるトレッキングなど観光資源のフィールドとしても充実を図ります。

※工業ゾーンは特に設定しておりませんが、「市街地ゾーン」「農村・集落ゾーン」の中で、立地条件に適した産業の誘致・支援を進めていきます。

第2編 真室川町総合計画

③ 基本目標

「まちの将来像」の実現に向けて、次の5つの「基本目標」を定め、その基本的な方向性を示しながら、これを積極的に進めていきます。

基本目標Ⅰ〔産業・雇用〕

『やりがいを持って安心して働けるまち』

本町は、ニラ、ねぎなどの園芸作物や山菜、原木なめこをはじめとする特産林産物など自然豊かな環境の中で生産される質の高い農産物の宝庫です。また、土づくりにこだわった米作りや環境に配慮した畜産など安全安心な作物づくりが行われています。さらに、林野率の高さを背景に東北有数の製材業者が存在するとともに、製造業においても他社との差別化を図り、真似の出来ない技術をもとに大手企業から仕事を受注している事業所が存在しています。こうした本町ならではの資源をフルに活用し、生産性を向上させ、就業の場の確保や所得の向上を図ります。

基本目標Ⅱ〔保健・福祉・医療・子育て〕

『健やかで安心して暮らせるまち』

心豊かで安心な暮らしを営む基本は、自分が健康であり続けることです。このため、心身の健康づくりに関する取組みを一層促進するとともに、心身の状態や機能の維持・回復に向け、誰もがいつでも適切な保健、医療及び福祉のサービスを受けられるよう体制を強化します。

また、町民一人ひとりが地域とのつながり・人と人の絆を大切にしながら、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築します。

基本目標Ⅲ〔教育・スポーツ・文化〕

『みんなで育む学びのまち』

本町が将来にわたって発展し続けていくためには、次代を担う人材の育成が重要です。ふるさと真室川を愛し、高い志を持って、未来をひらく人材を育てるため、学校教育を軸に、家庭や地域と連携しながら、学力の向上と郷土愛の醸成を図ります。

また、「人生100年時代」と言われる長寿社会において、長い人生がより充実したものとなるよう、ライフステージやライフスタイルに合わせた学びの場、文化芸術やスポーツに親しむ機会を充実させます。

基本目標Ⅳ〔インフラ・環境・防災〕

『暮らしやすさを実感できるまち』

暮らしの質を向上させる水道、公園、住宅などの生活環境の整備を推進するとともに、買い物や通院などの日常生活や産業経済活動を支える基盤である道路などの社会資本の整備や公共交通の維持確保を図ります。

また、本町の緑豊かな自然環境・景観を保全する取組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの利活用を促進するなど低炭素社会の実現に向けた取組みを推進します。

豪雪地帯である本町において雪は切っても切れない存在です。除雪などの克雪の取組みはもとより、雪を産業・観光・地域づくりに活かす利雪の取組みを推進します。

加えて、大規模災害や感染症への対応など危機管理機能の強化を図るとともに、犯罪や交通事故など様々なリスクを最小化する取組みを推進します。

基本目標Ⅴ〔自立・持続可能な基盤〕

『健全で自立したまち』

地域社会の活力を向上させていく源泉は「人」であり、地域に根差し、周囲の人たちと協力して、地域の発展に貢献していく人材を育成・確保していくことが重要です。町の次代を担い、人口の自然増の役割も担う若者を主なターゲットにした定住・移住対策を推進するとともに、年齢や性別などに関わらず、誰もが地域の中でそれぞれの能力を発揮できる環境を整備します。

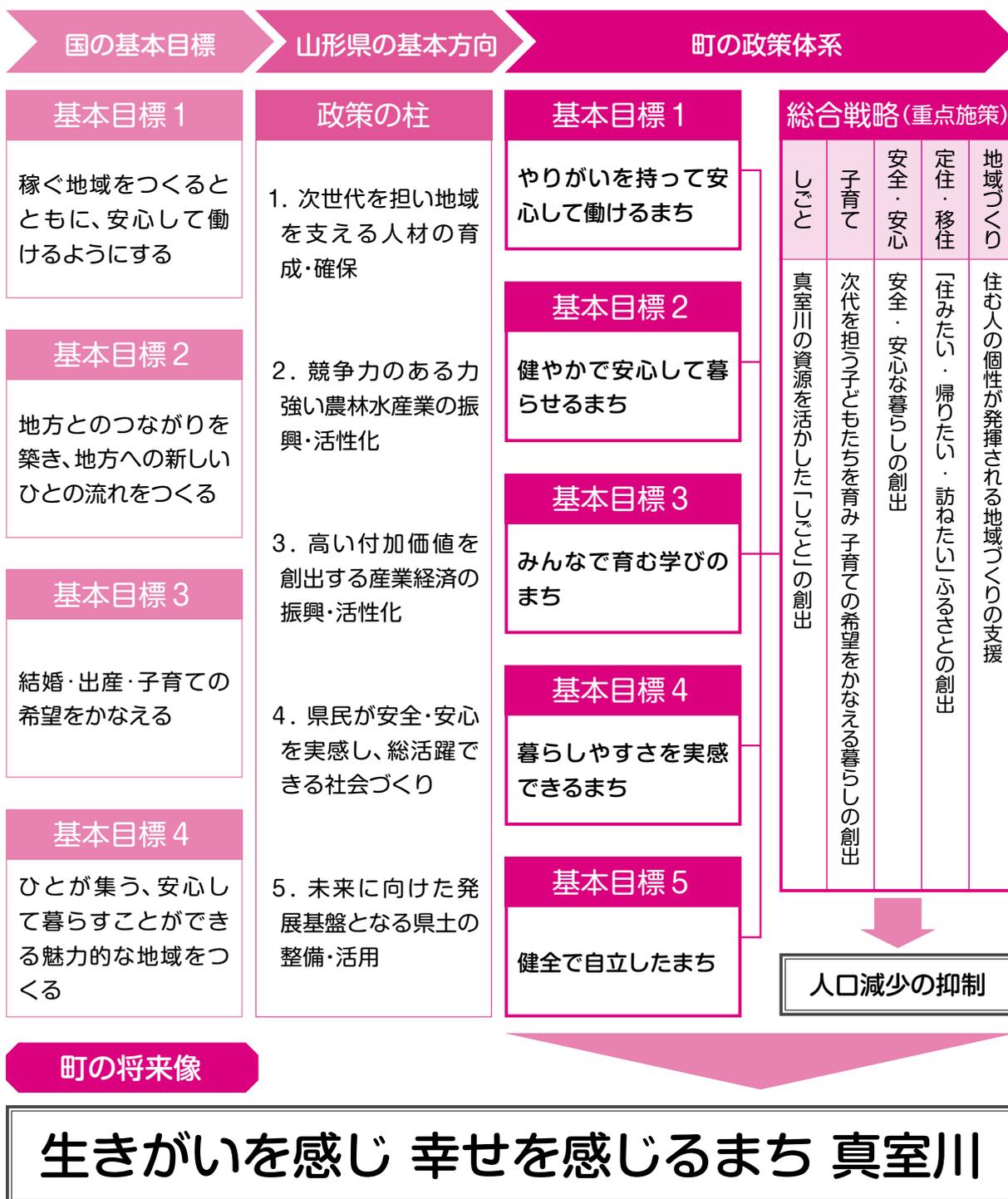
また、当面、人口減少の進行が避けられない中、本町の資源を効果的に町外に発信し、町外に住んでいても本町の魅力を感じ、継続的に関わってくれる人の拡大を図ります。

本計画に掲げる政策の推進にあたっては、限られた財源・人員等の最適配分を行い、財政の健全化に取り組みながら、町民が真に必要なとする行政サービスを提供します。

第2編 真室川町総合計画

④ 第6次真室川町総合計画及び総合戦略の体系図

本町では、国の基本目標並びに山形県の基本方向と連携し、総合計画の基本目標と施策を示し、中でも重点施策を総合戦略として位置づけます。



第6章 基本計画

① 基本計画体系図

基本計画の体系は、次の5つの分野とその分野を構成する政策17項目からなり、さらに政策ごとに44項目の施策が設定されています。



第2編 真室川町総合計画

政策	施策
政策1. 農業の振興	施策1 多様な生産者の確保・育成 施策2 生産基盤の整備 施策3 農産物の産地化の推進 施策4 畜産経営の安定化の推進 施策5 地場産物を活用した食育・地産地消の推進
政策2. 林業の振興	施策6 林業事業体の経営力強化 施策7 森林施業の効率化と特用林産物の生産推進
政策3. 商工業の振興	施策8 魅力ある製造業の振興 施策9 商業機能の維持・強化
政策4. 保健医療の充実	施策10 生活習慣病対策の強化 施策11 医療提供体制の強化
政策5. 福祉の充実	施策12 高齢者が安心して生活できる支援体制の強化 施策13 障がい者が安心して生活できる支援体制の強化 施策14 地域で支え合う仕組みの構築
政策6. 子育て支援の充実	施策15 子育てと仕事の両立支援の推進 施策16 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の展開
政策7. 学校教育の充実	施策17 豊かな心と健やかな体の育成 施策18 確かな学力の育成 施策19 自己の将来を考える力の育成 施策20 教育環境整備の充実
政策8. 多様な学びの機会の充実	施策21 町民への学習機会の提供と主体的な学びの支援 施策22 スポーツに親しめる環境づくりと競技スポーツの振興 施策23 郷土愛の醸成と豊かな感性を育む芸術文化の振興
政策9. 交通ネットワークの整備	施策24 道路・橋梁の整備 施策25 安心して利用できる公共交通網の整備
政策10. 住環境の質の向上	施策26 水道水の安定供給の推進 施策27 下水道・合併処理浄化槽を普及推進 施策28 公園機能の維持・強化 施策29 快適な住宅環境の整備 施策30 デジタル化の推進
政策11. 生活安全の確保	施策31 安全・安心な防災・消防体制の確立 施策32 交通安全、防犯体制の強化
政策12. 克雪・利雪の推進	施策33 除排雪体制の充実 施策34 雪に親しみ雪を活用する取組みの推進
政策13. 自然環境の保全・活用	施策35 環境美化の推進 施策36 環境負荷の少ない生活スタイルの構築
政策14. 次代を担う人材の確保	施策37 定住・移住の促進 施策38 結婚支援の推進
政策15. 交流の促進	施策39 観光・物産による交流の促進 施策40 地域間交流の促進
政策16. 多様な主体の社会参画の促進	施策41 地域住民活動の活性化 施策42 男女共同参画の推進
政策17. 健全な行財政運営	施策43 財政力の向上 施策44 行政サービスの向上と人材の育成

② 政策及び施策

第1節 やりがいを持って安心して働けるまち

政策1 農業の振興



新技術の導入や生産基盤の強化などにより生産性の向上を図り、所得の向上につなげていきます。また、新規就農者や認定農業者等への支援を強化するとともに、規模拡大などにより雇用を生み出す法人経営体の育成を図ります。

施策1 多様な生産者の確保・育成

① 現状と課題

- ◆ 本町の農業経営体数は、就農者の減少、担い手の高齢化、後継者不足により減少傾向にあります。(2010農林業センサス:620経営体→2015農林業センサス:515経営体)
- ◆ 経営体の営農状況については、販売のある498経営体のうち、340経営体が稲作単一経営体(販売金額が8割以上の経営体)で全体の約68%(山形県:46%)を占め、稲作に依存する割合が高くなっています。

② 施策の展開

- ◆ 新規就農者への支援とともに、就農機会の多様化を図ります。
- ◆ 農地の集約化とあわせ、農地の高度利用、高性能機械の導入による経営規模の拡大や労働時間の削減などを支援し、地域の担い手や法人経営体の育成を図ります。

③ 関連事業

- ◆ 新規就農者への支援(農業次世代人材投資事業など)
- ◆ 集落や地域単位の営農組織の法人化の支援
- ◆ 専門職大学との連携(令和5年新庄市に開学予定)
- ◆ 高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等への総合的支援(産地生産基盤パワーアップ事業など)
- ◆ 認定農業者、認定新規就農者や農業法人を支援する取組みを強化する、きめ細かな施策をパッケージ化した町単独事業の展開(元気な農業創生事業)

④ 施策の指標

■ 指標1) 新規就農者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
6	5	5	5	5	5	5

出典:「もがみの農業」

■ 指標2) 農業法人数 (単位:組織)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
18	19	21	21	22	23	24

出典:「もがみの農業」

施策2 生産基盤の整備

① 現状と課題

- ◆ 本町の水田の基盤整備率(1区画30a以上)は、令和元年度末で46.2%と県内でも下位の整備率となっています。
- ◆ 未整備地区は、担い手農家の耕作地が分散していることや小区画のため農業機械の大型化が進んでおらず、生産性や作業効率向上の妨げとなっています。
- ◆ 用排水路が土水路で、農道の幅員も狭いことから施設の維持管理に支障をきたしています。
- ◆ 後継者不足により農業従事者の高齢化が進み、未整備区画は農地の賃貸借が停滞し、耕作放棄地増加の要因となっています。
- ◆ 適切な農業生産活動は、水田における水質浄化、多様な生物の保全、自然環境及び緑豊かな景観の維持、大気の浄化等、多面的な機能を発揮しています。

② 施策の展開

- ◆ 県営土地改良事業によるほ場整備事業を促進し、基盤整備率の向上を図ります。
- ◆ 担い手農家及び農業法人への農地集積を進め、生産性や作業効率の向上を図るとともに、稲作に加え生産性の高い高収益作物との複合経営を促進します。

- ◆ 農地の大区画化や排水改良の基盤整備を契機に、GPS^{*12}による農業機械の自動操舵システム等のスマート農業^{*13}による省力化技術の実証と導入を図ります。
- ◆ 担い手農家及び農業法人への農地集積を進め、耕作放棄地の増加を抑制します。
- ◆ 地域による、農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用施設の質的向上を図る共同活動を支援します。
- ◆ 農業生産活動を維持するための農村環境の保全活動を支援します。

③ 関連事業

- ◆ 町内8地区のほ場整備事業
- ◆ 担い手農家及び農業法人への農地集積を図るため、農業経営高度化支援事業による土地利用の意向調査、土地利用調整等農地の高度利用化支援
- ◆ スマート農業の導入促進
- ◆ 農村環境の保全管理活動に対する支援(多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、環境保全型農業直接支払交付金事業など)

④ 施策の指標

■ 指標1) 基盤整備率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
46.2	48.3	50.4	52.5	54.6	56.7	58.8

出典:「山形県市町村別水田の整備率」

施策3 農産物の産地化の推進

① 現状と課題

- ◆ 米の消費需要は国内市場の縮小により年々減少し、農業者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- ◆ 水田転換畑への園芸品目導入では、「にら」、「ねぎ」、「トマト」、「たらの芽」、「うるい」の野菜・促成山菜の5品目を本町の戦略的作物に設定し、重点的に支援しています。

*12 グローバル・ポジショニング・システムの略。衛星から発信される電波を利用して、全世界的な位置を知るための仕組み。

*13 ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進する新たな農業の仕組み。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 町内の農業法人を中心に「にら」、「さといも」、「ブロッコリー」の3品目について、大規模園芸団地化計画を策定のうえ規模拡大に取り組んでいます。
- ◆ 周年農業の確立のため、冬期間の「たらの芽」、「うるい」等の促成山菜栽培のほか、雪室野菜生産組合を中心とした「雪やさい」の生産の取組みをはじめています。
- ◆ 農産物や伝承野菜の6次産業化の取組みが進められていますが、原材料の確保や販路開拓に課題が見られます。

② 施策の展開

- ◆ 良食味米の生産による「売れる米づくり」を推進するとともに、収益性の高い園芸作物との複合経営や周年農業を推進します。
- ◆ 高性能農業機械等の導入により生産費の低コスト化を推進し、収益性の向上を図ります。また、高品質で市場性の高い園芸作物の団地化を推進します。
- ◆ 農産品や加工品の製造・販路拡大を推進します。

③ 関連事業

- ◆ 高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等への総合的支援（産地生産基盤パワーアップ事業、園芸大国やまがた産地育成支援事業、園芸大規模集積団地整備支援事業など）（施策1再掲）
- ◆ 水田への園芸品目の導入支援（経営所得安定対策など）
- ◆ 認定農業者、認定新規就農者や農業法人を支援する取組みを強化する、きめ細かな施策をパッケージ化した町単独事業の展開（元気な農業創生事業）（施策1再掲）
- ◆ 小規模農林水産加工設備導入支援事業、販路拡大支援事業

④ 施策の指標

■ 指標1) 園芸作物の作付面積 (単位:ha)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
122	127	129	131	133	135	137

出典:「山形県生産動向調査」

施策4 畜産経営の安定化の推進

① 現状と課題

- ◆ 本町の畜産は、水稻との複合経営が多数を占め、繁殖牛経営を中心として増頭を進めてきましたが、高齢化や後継者不足による飼育頭数の減少が懸念されます。
- ◆ 持続可能な畜産経営を実現していくため、生産費の大部分を占める飼料費の低減を図る必要があります。

② 施策の展開

- ◆ 家畜飼養管理技術の向上や飼育規模拡大のための生産体制整備を強化します。
- ◆ 飼料価格の変動による経営への影響を低減させるため、水田を有効活用した飼料資源(飼料用米・稲わら・飼料作物等)を活かし、地域における飼料基盤の確立を進めます。
- ◆ 公営牧場である秋山牧場を有効活用し、生産体制や労働力の不足を補い、飼育規模の維持・拡大を図ります。

③ 関連事業

- ◆ 畜産農家の経営力強化(畜産収益力強化整備事業など)
- ◆ 畜産農家と耕種農家の連携強化
- ◆ 畜産防疫の徹底
- ◆ 優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入支援

④ 施策の指標

■ 指標1) 畜産(肉用牛・乳用牛)の飼育頭数 (単位:頭)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
910	920	920	920	920	920	920

出典:「もがみの農業」

施策5 地場産物を活用した食育・地産地消の推進

① 現状と課題

- ◆ 食生活の多様化とともに、食の安全性や食物アレルギーに対する興味関心が高まっています。
- ◆ 高齢化の進行、単身世帯の増加、女性の就業率の上昇等により、加工食品、外食等への依存が高まり、郷土料理などの伝統的食文化が薄れつつあります。
- ◆ 社会構造の変化や多様なライフスタイルに伴う食の簡便化や朝食の欠食が若い世代を中心に見受けられます。
- ◆ 学校給食では、食材の調達にあたって地産地消を推進し、「おいしいふるさと給食」などとして、児童・生徒に提供されています。
- ◆ 全国平均と比較し児童・生徒の肥満傾向が高く、偏食の児童・生徒もいることから栄養のバランスがとれた食習慣の指導が必要です。

② 施策の展開

- ◆ 地産地消の拡大に関する取組みを支援します。
- ◆ 生産者の顔が見える安全・安心な食を提供する生産・衛生管理体制の強化を支援します。
- ◆ 恵まれた自然に育まれた農産物や山菜、伝承野菜などの旬の素材や、先人から受け継がれた加工や保存などの郷土料理の知恵、民謡『あがらしゃれ』を生み出した「もてなしの精神」を次世代に伝えていきます。
- ◆ 食農教育^{*14}を推進する観点から、学校給食への地元食材活用を進めます。
- ◆ 学校給食でのアレルギーに対する正しい知識の習得と理解を促します。

③ 関連事業

- ◆ 地域資源や地域の個性を活かした地産地消の啓発推進
- ◆ 学校給食における地元食材の活用（おいしいふるさと給食）
- ◆ 児童・生徒への正しい食習慣・栄養指導の推進

*14 食事の多彩な役割の重要性を伝えていく「食育」に加えて、食を支える根本である農業に関する知識・体験も含んだ教育。

④ 施策の指標

■ 指標1) 学校給食地場産品利用品目

(単位:品目)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
31	33	35	36	37	38	40

出典:「真室川町食育・地産地消推進計画(H29.6策定)」

第2編 真室川町総合計画

政策2 林業の振興



経営体の経営基盤の安定と生産性の向上を図るとともに、苗づくりから、伐採、製材、エネルギー利用及び再植林までの一貫した体制を有する強みを活かし、木質バイオマスの利活用など環境に配慮した取組みを推進します。また、自然災害の防止やカーボン・ニュートラルへの貢献、特用林産物の生産など森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ効果的な森林整備を推進します。

施策6 林業事業体の経営力強化

① 現状と課題

- ◆ 本町の林野率は88.3%に及び膨大な森林資源を有しています。
- ◆ 安定した木材生産ができるよう林業従事者の安全を確保しつつ、生産性の向上を促進する必要があります。
- ◆ 本町には県内で最多の林業事業体が操業していますが、従事者の高齢化や後継者不足が進み人材の育成や新規就業者の確保が課題となっています。

② 施策の展開

- ◆ 林業事業体の経営改善、事業効率化のための設備投資を支援します。
- ◆ 林業従事者の育成や確保を支援します。

③ 関連事業

- ◆ 高性能林業機械導入に係る支援（元気な林業創生事業）
- ◆ 林業新規就業者確保についての支援（元気な林業創生事業）

④ 施策の指標

■ 指標1) 高性能林業機械導入補助台数 (単位:台)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
2	3	3	3	3	3	3

出典:「元気な林業創生事業実績報告書」

施策7 森林施業の効率化と特用林産物の生産推進

① 現状と課題

- ◆ 町全体の森林環境を維持していくためには、町面積の7割を占める国有林との連携、協力体制の強化が必要です。
- ◆ 民有林における、所有者の高齢化や相続などの権利移動により、経営意欲が減退し、適切な森林整備が遅れている状況にあります。
- ◆ 生産木材の需要促進とともに間伐材の有効活用を図ることが必要です。また、効率的な森林整備を進める上でも林道等の整備を併せて行う必要があります。
- ◆ 特用林産物は、森林の荒廃による生育環境の悪化や生産者の高齢化等により、生産量が減少している状況にあります。

② 施策の展開

- ◆ 森林整備推進協定の締結などを含め、国有林と連携した森林整備を推進します。
- ◆ 町内民有林の所有者への働きかけや零細林家を集約化した施業に取り組むため、長期の施業受委託の情報提供や斡旋を促進します。
- ◆ 森林整備計画に基づいて、林道の基幹路線及び枝線の整備を推進するとともに、既存の町有林道の維持管理を実施します。
- ◆ 木材の切り出しから搬出、製材、再植林までの一貫した仕組みを支援し、製材品や木質バイオマスエネルギーなどの需要拡大に取り組みます。
- ◆ 県と連携し、わらび類の定植や原木なめこのホダ木造成に係る研修会を開催することにより、特用林産物の生産拡大を促進します。

③ 関連事業

- ◆ 航空レーザ計測のデータを活用した森林情報の把握（森林環境譲与税の活用）
- ◆ 美しい森林づくり基盤整備事業費補助金
- ◆ 林道の開設、拡張（林業専用道小国西小俣線ほか）
- ◆ 建築資材としての製材利用や木質バイオマスへの利用の支援・促進
- ◆ 特用林産物生産量拡大のための研修会開催

④ 施策の指標

■ 指標1) 民有林(人工林)の森林整備面積 (単位: ha)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
2,900	2,904	2,908	2,928	2,958	2,988	3,018

出典:「意向調査対象森林候補地リスト(森林経営計画策定箇所含む)」

■ 指標2) 町有林道の累計整備延長 (単位: km)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
50.9	51.1	51.6	51.9	52.4	52.9	53.4

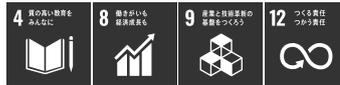
出典:「林道台帳」

■ 指標3) 原木なめこ生産量 (単位: t)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
3.1	3.1	3.4	3.7	4.0	4.3	4.6

出典:「山形県特用林産物生産統計調査」

政策3 商工業の振興



もがみ北部商工会など関係団体との連携を密にし、創業や起業、人材の確保・育成、円滑な事業承継など、企業や個人事業主の事業継続力の支援を強化します。また、産業振興条例に基づき、建物や用地の取得、設備投資、人材確保に対する支援措置や金融制度の活用を推進します。

施策8 魅力ある製造業の振興

① 現状と課題

- ◆ 生産年齢人口の減少に加え、給与水準が県平均より低いこともあり、人材確保が課題となっています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済の停滞や企業業績が悪化しており、中長期的な雇用情勢への影響が懸念されています。
- ◆ 最上地域内が一体となって企業誘致や若者定着のための対策に取り組んでいます。
- ◆ 本町では、従業員の勤め先は、国勢調査(2015年)において町内での就業が60.2%、新庄市での就業が26.3%となっており、この2つの地域内での就業数が全体の8割を超えています。
- ◆ 最上地域の新規高卒者の県内企業への就職率は、県平均に比べ低く、若者の流出が続いており、地域産業を支える人材不足が懸念されます。
- ◆ 共働き世帯の割合が高く、特に女性が子育て中に安心して働ける環境の整備が必要です。また、少子高齢化の進行に伴い、定年後のシニア世代の雇用環境の向上が求められています。

② 施策の展開

- ◆ 小規模企業振興条例や産業振興条例に基づき、地域経済の活性化と産業の振興を目的とした各種支援を行います。
- ◆ 企業の新たな分野への進出や他産業・異業種との連携を支援します。
- ◆ 「新庄中核工業団地企業誘致促進協議会」と連携し、企業誘致を進めていきます。
- ◆ 関係機関と連携を図りながら、雇用情報を定期的かつ効果的に収集し、広く周知活動を展開します。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 広域的な企業立地を推進し、新たな就業機会の創出を図ります。
- ◆ 子育て世代、高齢者等を対象とした、多様な就業機会の確保を図ります。
- ◆ 最上地域全体と連携し、次世代の人材確保に向け若者の地元定着に取り組みます。

③ 関連事業

- ◆ 産業振興条例による支援（用地及び建物取得、操業、雇用奨励金ほか）
- ◆ 小規模事業者への事業継承支援
- ◆ 制度融資や補助金等を活用した生産性の向上に資する設備の導入支援
- ◆ 町及び広域的な連携による企業誘致活動
- ◆ 新分野や異業種とのネットワークの形成、起業の支援
- ◆ 中小企業融資保証料補給事業
- ◆ 新庄中核工業団地企業立地等雇用促進奨励金（広域的雇用への支援）
- ◆ 求職者資格取得及び事業所従業員教育（研修・資格取得）への助成
- ◆ 町内企業のテレワークやサテライトオフィス等の導入支援
- ◆ 広域的連携を中心とした若者の地元定着の取組み強化
- ◆ 魅力ある最上の職場発見推進連携事業（県連携）

④ 施策の指標

■ 指標1) 製造品出荷額 (単位:億円)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
65.0	45.5	65.0	65.5	67.0	68.5	70.0

出典:「工業統計調査」

■ 指標2)

産業振興条例(用地建物取得奨励金及び操業奨励金)の対象事業者数 (単位:カ所)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
5	6	6	5	5	5	5

出典:「産業振興条例(用地建物取得奨励金及び操業奨励金)実績」

■ 指標3) 産業振興条例(雇用奨励助成金)の対象者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
12	10	10	10	10	10	10

出典:「産業振興条例(雇用奨励助成金)実績」

施策9 商業機能の維持・強化

① 現状と課題

- ◆ 町内の商店では経営者の高齢化や後継者不足が課題となっています。
- ◆ 近隣市内の大型量販店やインターネットでの購入などに消費が流出しています。
- ◆ 真室川駅前の商店街で空き店舗が増加しています。
- ◆ 身近な商店街の衰退は、交通手段を持たない高齢者にとって日常生活に大きな影響を与えることが予想されます。

② 施策の展開

- ◆ 小規模企業振興条例に基づき、地域経済の活性化と商業の振興を目的とした各種支援を行います。
- ◆ 商工会との連携により商店の維持及び事業継承等の支援に取り組みます。
- ◆ 町内での空き家・空き店舗での新たな起業を支援し、中心市街地や商店街のエリア価値の向上を図ります。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 販わい創出のためのイベント開催や事業者間の連携強化を促進します。
- ◆ 高齢者等の買い物弱者対策に対応していきます。

③ 関連事業

- ◆ 空き家空き店舗活用支援事業による起業支援
- ◆ 小規模事業者持続化補助金
- ◆ プレミアム付き商品券発行事業費補助金
- ◆ まちなかにぎわい創出事業費補助金
- ◆ 移動販売等による買い物弱者対策の支援

④ 施策の指標

■ 指標1) 空き家空き店舗活用支援事業実績件数(5力年累計) (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
0	0	0	1	1	1	2

出典:「空き家空き店舗活用支援事業実績」

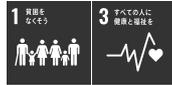
■ 指標2) 小売業年間商品販売額 (単位:百万円)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
—	5,966 (H28)	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900

出典:「経済センサス」

第2節 健やかで安心して暮らせるまち

政策4 保健医療の充実



生涯にわたって健康で暮らし続けることは、非常に重要なことです。そのためには、「食事」「運動」といった習慣づけを各種事業により取り組むことで、町民一人ひとりが自らの健康は自らが守ることを推進します。

医療については、町立真室川病院を含む「ヘルスケアセンターまむろ川」を拠点に保健・医療・福祉の連携・一体化を推進します。また、広域的医療圏との連携によって、住民が適切な医療を受けることができる体制を強化していきます。

施策10 生活習慣病対策の強化

① 現状と課題

- ◆ 少子高齢化が進み、医療及び介護に係る負担は一層増すことが予測されることから、生活習慣病の予防の取組みを強化するなど、健康の増進と健康寿命の延伸に努めていかなければなりません。
- ◆ がんや生活習慣病にかかる人が増える40歳以上の世代に対しては、様々な方法によって勧奨を行っていますが、検診受診率・精密検査受診率は伸び悩んでいます。
- ◆ 運動の重要性を理解しながらも、運動の習慣がない傾向にあり、生活習慣及び食生活の改善について普及と啓発に努めていかなければなりません。

② 施策の展開

- ◆ 町民自らが生活習慣病を予防する行動ができ、町民が主体的に取り組む健康づくりを推進します。
- ◆ 生活習慣病予防のために、正しい知識と食生活を含む生活習慣の改善方法について、普及・啓発を行います。
- ◆ 健康ポイントカードの発行などにより、町民の健康に対する意識を高めるとともに、検診を申し込んでいない方への周知・啓発を行い、各種健康診査・がん検診の受診率を向上させます。
- ◆ 節目の年代の方を対象としたがん検診の費用助成を行い、健康意識の醸成を図ります。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 精密検査の未受診者に対して、受診勧奨を個別に徹底して行い、未受診者を無くします。
- ◆ がん検診精密検査対象者、特定健康診査結果でリスクの高い者に対しても、個別フォローを行い、重症化を予防していきます。

③ 関連事業

- ◆ がん検診、特定健診受診率向上への周知・啓発
- ◆ 節目の年代に対するがん検診費用助成
- ◆ がん検診精密検査対象者や特定健診結果リスクの高い方への個別受診勧奨
- ◆ 介護予防教室（運動・栄養など）の開催
- ◆ ヘルシーうめっこ体操の定着化
- ◆ 運動教室や病態別教室の開催
- ◆ 健康ポイント事業
- ◆ がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入助成事業

④ 施策の指標

■ 指標1) 健康ポイント事業達成者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
32	35	40	45	50	55	60

出典:「福祉課調べ」

■ 指標2) 特定健診受診率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
50	50	50	52	52	55	55

出典:「特定健診受診実績」

施策11 医療提供体制の強化

① 現状と課題

- ◆ 町立病院を含め、ヘルスケアセンターまむろ川として保健・医療・福祉の連携・一体化を推進しています。

- ◆ 町立病院及び2診療所のほか、町内には一般診療所1箇所と歯科診療所2箇所があり、連携を図りながら地域医療の確保に努めています。
- ◆ 内科、整形外科、耳鼻科以外の診療科目については、町外の医療機関との連携に努めています。
- ◆ 電子カルテの導入により院内におけるスムーズな情報共有、医療情報の適正管理による患者サービスの向上に努めています。
- ◆ 医師及び看護師をはじめ、医療従事者が不足しています。
- ◆ 患者数や手術の減少に伴う収益の減少及び医療機器、施設・設備等の更新による維持管理費の増大のため、一般会計からの補てんが続いています。
- ◆ 交通弱者である地域の高齢者にとっては町立の診療所は重要な役割を担っていますが、現在2箇所の診療所は採算性の課題があるとともに、病院勤務医の負担も大きい状況にあります。
- ◆ 地域に必要な診療機能の適正化を図るため、最上地域全体の医療体制について地域医療構想調整会議で検討を進めています。
- ◆ 休日夜間を含めて初期救急医療を行っていますが、医療従事者が不足する状況にあって、体制の維持は大きな課題となっています。

② 施策の展開

- ◆ 関係機関と連携し、医師・看護師・医療従事者の確保に努めます。
- ◆ 在宅医療、リハビリテーション等のさらなる充実、地域包括ケアシステム^{*15}の構築を推進します。
- ◆ 地域において必要とされる急性期機能を担いながら回復期機能へ移行し、病床機能の分化・連携を推進します。
- ◆ 安全で安心な医療サービスの提供のため機器、施設の整備を推進します。
- ◆ 収益の確保、維持費用の抑制を図ります。
- ◆ 町内唯一の救急告示病院として、本町のみならず最上北部地域の安全・安心な医療の確保のため、2次救急医療機関としての役割を継続します。
- ◆ へき地における在宅医療機能の充実を図ります。

*15 高齢者が要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域の実情にあった医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 釜淵・及位診療所を継続します。

③ 関連事業

- ◆ 山形大学、県立新庄病院、山形県、その他関係機関との連携による医師確保
- ◆ 山形県、看護協会との連携による看護師確保
- ◆ 病院ホームページを利用した人員確保、PR等の情報発信
- ◆ 保健・医療・福祉の連携
- ◆ 地域包括ケアシステムの中核として在宅医療のさらなる充実
- ◆ 地域一般入院基本料1(13対1)^{*16}の維持
- ◆ 地域に必要な診療機能の適正化、病床機能の分化
- ◆ 釜淵・及位診療所における診療回数の維持
- ◆ 計画的な機器更新、適正な機種選定、計画的な施設・設備の更新・修繕
- ◆ 未収金対策の徹底・強化

④ 施策の指標

■ 指標1) 医業収支比率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
75.9	66.9	69.5	68.0	68.4	67.6	66.9

出典:「新・町立真室川病院改革プラン(R2以降改訂予定)」

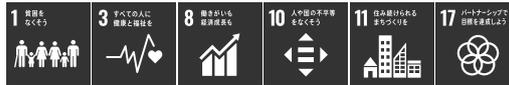
■ 指標2) 病床利用率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
80.0	80.3	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0

出典:「新・町立真室川病院改革プラン(R2以降改訂予定)」

*16 医療法に規定される診療報酬上の基準の一つ。「13対1」とは看護職員の配置基準の一つで、患者13名に対し、看護師1名の配置を指します。その場合、必要最小数の7割以上が看護師である必要があります。

政策5 福祉の充実



高齢者及び障がい者福祉の一層の充実により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。そのためには、高齢者や障がいを持つ方自身が社会参加を通じた生きがいにより地域との関わりがもてる活動や居場所づくりを支援するとともに、確実な情報提供、相談体制の構築などの各種取組みを強化していきます。

また、少子高齢化、核家族化などによりライフスタイルが変化し、地域全体で支えあう体制づくりがより必要となってくることから、地域における共助の取組みを促進し、福祉力を向上させるまちづくりを進めます。

施策12 高齢者が安心して生活できる支援体制の強化

① 現状と課題

- ◆ これからの高齢社会においては、高齢者自身が社会参加を通じた生きがいづくりや地域との交流を通じて、介護予防につなげていくことが求められます。
- ◆ 一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯が増加する中で、介護保険等の社会保障費が増大し、公的サービスによる対応に困難が生じることが懸念されます。
- ◆ 介護給付費の抑制には、健康の保持・増進としての予防事業の取組みがより重要となります。
- ◆ 令和2年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「利用したいサービス」として、送迎サービスが42.1%、ゴミ捨てなど軽度の支援サービスが25.7%となっています。
- ◆ 地域包括支援センターへの高齢者に関する相談内容は、介護、認知症、医療等が多くを占めており、より軽度なニーズは行政に届きにくい状況です。また、相談への対応は介護保険制度や障がい者支援制度等の公的サービスによることがほとんどで、軽度な支援は公的サービスで賄えない場合もあります。

② 施策の展開

- ◆ 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、生きがいづくりや健康づくり、地域社会とのつながりが図られるよう支援していきます。
- ◆ 介護予防の重要性を広く周知し、予防への意識を高めるとともに、高齢者の健康を維持・増進する取組みを推進します。
- ◆ 通院や送迎等、必要な場所への移動手手段の確保と充実を図ります。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 高齢者のニーズ把握機能を持った地域の居場所づくりを推進します。
- ◆ 公的サービスでは賅えない高齢者のニーズに対応する地域サービスや民間サービスと利用者をつなぐ取組みを推進します。

③ 関連事業

- ◆ 地域包括ケアシステムの充実
- ◆ 介護予防教室(運動・栄養など)の開催（施策10再掲）
- ◆ 運動教室や病態別教室の開催（施策10再掲）
- ◆ 認知症カフェや認知症サポーター養成講座等の認知症関連施策の推進
- ◆ 運転免許証の自主返納者への支援、町営バスやデマンドタクシー^{*17}の利用推進等やこれらを補完する高齢者移動手段の確保
- ◆ 地域における課題の把握やその解決を図ることが出来る体制構築支援
- ◆ ワンストップの相談支援体制構築
- ◆ 地域支えあいポイント事業の推進
- ◆ 商店街見守りネットワークや民間サービスの周知等の取組み
- ◆ 住民による高齢者の居場所づくりや担い手活動への支援

④ 施策の指標

■ 指標1) いきいきサロン実施回数 (単位:回)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
170	190	210	230	250	270	290

出典:「いきいきサロン実績」

■ 指標2) 認知症サポーター養成講座受講者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
9	23	30	30	40	40	50

出典:「町主催認知症サポーター養成講座受講者数実績」

*17 交通手段に不便をきたしている方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービス。

施策13 障がい者が安心して生活できる支援体制の強化

① 現状と課題

- ◆ 発達障がいや自閉症の子どもが増えていることから、早期発見と早期支援が必要です。
- ◆ 障がい者(児)に対する差別・偏見を感じる声があり、町全体で障がいへの理解を深める必要があります。
- ◆ 障がい者の就労の場や活動・交流の機会が不足しています。
- ◆ 障がい者(児)や家族に必要とする情報が届かず、適切な支援につながらないケースがあります。
- ◆ 家族や身近な支援者がいない状態など、将来に不安を抱える人がいます。
- ◆ 障がい者(児)を支える家族や介護者を支援する仕組みが不十分です。

② 施策の展開

- ◆ 乳幼児期からの障がいの早期発見・早期療育へ向けた取組みを関係機関と連携して行います。
- ◆ 障がい者(児)への差別や偏見を防止するための普及啓発活動を推進します。
- ◆ 情報提供の円滑化に加えて、相談窓口を整備します。
- ◆ 行政・事業者・関係機関が連携して障がい者の雇用促進に取り組みます。
- ◆ 障がい者(児)の家族や介護者の相談支援を充実します。

③ 関連事業

- ◆ 巡回相談や療育相談による発達障がい等の早期発見・早期治療
- ◆ 子どもから大人まで全世代に対する福祉教育・交流の推進
- ◆ 福祉サービスの利用や福祉的就労等の利用支援
- ◆ 地域生活拠点支援事業および基幹相談支援センターの整備(広域共同設置)
- ◆ 地域包括ケアシステムの充実 (施策12再掲)
- ◆ 成年後見制度利用の促進などによる権利擁護支援

第2編 真室川町総合計画

④ 施策の指標

■ 指標1) 就労支援事業支給決定者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
54	50	52	54	56	58	60

出典:「就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型サービス支給決定者数」

施策14 地域で支え合う仕組みの構築

① 現状と課題

- ◆ 日常生活の中で、ひとつの制度だけで解決できない、複数の課題を抱えたケースが増え、各機関による支援を必要としている人が増えています。
- ◆ 公的な福祉サービスだけでは対応できない場合もあり、課題を抱えた状態のまま相談につながらないケースがあります。
- ◆ 個人や世帯の課題が深刻化する前に、早期把握できる仕組みと多種多様な機関による支援の仕組みづくりが必要です。
- ◆ 介護や生活支援を必要とする高齢者の多くは、地域に出る機会が減っており、地域とのつながりが弱まる傾向にあります。
- ◆ 地域の特定の支援者(区長、民生委員など)に負担がかかる傾向が強く、地域全体で課題を考えて関わる地域づくりが必要です。

② 施策の展開

- ◆ 地域で課題を抱える方が適切な支援を受けられる体制づくりとして、包括的な支援を行う地域包括ケアシステムを拡大していきます。
- ◆ ボランティアの育成及び支援を行っている社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携を強化します。
- ◆ 地域の中で支え手と受け手が相互につながり合う共同社会(コミュニティ)を目指し、地域福祉の自助共助の基盤を充実させるため、地域の担い手育成を推進します。
- ◆ 保健・医療・福祉・教育等分野で区切ることのない連携支援を推進します。

③ 関連事業

- ◆ 健康福祉ガイドの発行

- ◆ 地域包括ケアシステムの充実（施策12再掲）
- ◆ 地域における課題の把握やその解決を図る体制構築の支援
- ◆ 社会福祉協議会を含む関係団体との連携強化
- ◆ 訪問支援による相談体制の強化
- ◆ 地域支えあいポイント事業の推進（施策12再掲）

④ 施策の指標

■ 指標1) 地域支えあいポイント事業達成者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
12	20	25	30	35	40	45

出典:「地域支えあいポイント事業実績」

第2編 真室川町総合計画

政策6 子育て支援の充実



妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、切れ目のない支援が求められています。また、働きながら子育てしやすい環境が必要となっています。子育てを相談できる体制や経済的な支援も含め、様々な状況にある家庭の負担が軽減され、子育てがしやすいと思えるまちづくりを進めます。

施策15 子育てと仕事の両立支援の推進

① 現状と課題

- ◆ 女性の社会進出、少子化、核家族化等、子どもたちを取り巻く環境が変化している中で、それぞれの家庭や養育者が抱える悩みと相談内容が多様化していることから、それぞれの家庭の状況と内容に応じた支援が求められています。
- ◆ 本町では、核家族化や共働きの子育て家庭が増加し、保護者のフルタイムでの就労割合は小学校児童の父親が88%（無回答12%除く）、母親は62%（無回答7%除く）となっており、地域における子育て支援が重要となっています。
- ◆ 「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（R2. 3）」では、乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実、教育に係る費用負担の軽減などの経済的支援を望む回答が多くなっています。
- ◆ 町独自で、子育て世帯への経済的支援を順次拡大しています。
- ◆ 子どもたちにとって良い保育環境を提供するために、こども園や保育所の施設整備を実施し、延長保育や一時預かり事業によりワーク・ライフ・バランスの推進を行っています。

② 施策の展開

- ◆ 子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ◆ 民間活力の活用と団体間のネットワークの構築を図ります。
- ◆ 保護者の多様な働き方に対応し、就学前教育・保育の充実を図ります。
- ◆ 地域・教育機関が連携し、保護者が就労時の子どもの居場所づくりを充実させます。
- ◆ 保健・福祉・教育関係機関による切れ目のない子育て支援に取り組みます。

③ 関連事業

- ◆ 乳児(1歳未満)の家庭保育に対する助成
- ◆ 18歳(高校生相当)までの医療費の無償化
- ◆ 小中学校副教材費の無償化
- ◆ 小中学校給食費の負担軽減
- ◆ 保育料軽減(町独自)(国制度無償化対象外の2歳児以下、第3子無償化)
- ◆ 保育所等副食費無償化(町独自)
- ◆ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実と放課後子ども教室の一体型事業の実施
- ◆ 延長保育・一時預り事業の実施
- ◆ 子育て支援センターや地域団体を主体とした広場事業による遊びの場の提供や交流、相談支援
- ◆ 認定こども園・保育所・小学校との連携による質の高い幼児教育・保育の推進

④ 施策の指標

■ 指標1) 時間外保育事業の延べ利用者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
1,893	1,161	2,500	2,200	2,000	1,900	1,900

出典:「第2期子ども・子育て支援事業計画及び教育課調べ」

■ 指標2) 学童クラブの登録者数(全学年) (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
92	81	79	80	74	68	68

出典:「第2期子ども・子育て支援事業計画及び教育課調べ」

施策16 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の展開

① 現状と課題

- ◆ 町では母子健康手帳交付後、出産後まで直接妊婦に関わる機会が持てず、妊婦のニーズの把握や支援を十分に行うことができませんでした。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 妊産婦や子育て世代は不安を抱えやすいですが、周囲に助けを求めることができない方もおり、そうした方に対する支援方法が課題となっています。
- ◆ 子どもの健やかな成長のためには適切な時期に予防接種をする必要がありますが、回数や種類が多いため保護者だけでは自己管理が難しくなっています。
- ◆ 発達について支援を要する子どもが増加しています。
- ◆ 家族の子どもに対するむし歯予防の意識が定着していません。
- ◆ 不妊治療の件数が増加しています。
- ◆ 家庭環境は、子どもの知性と心身の成長に大きく影響します。全国的にも子育ての不安・不満等から虐待につながるケースがあります。
- ◆ 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。
- ◆ 子育て家庭・地域・学校が連携し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりが求められています。
- ◆ 子どもが基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを身に付けるうえで、保護者への規範意識醸成の取り組みが必要です。
- ◆ 乳幼児とふれあう機会がないまま親になる世代が増えていることから、子育ての大切さ、親の役割、命の大切さを若い世代に伝えることが必要です。

② 施策の展開

- ◆ 子育て中の家族が抱える様々な悩みに対し、適切な機関への相談ができるよう、子育て世代に関わりのある各関係機関との連携を強化します。
- ◆ 新生児を抱える家庭を訪問し、子育ての不安解消を図ります。
- ◆ 母子の健康を守るため、妊婦健康診査の費用負担を軽減します。
- ◆ 感染症の予防、重症化予防及び感染症のまん延防止のため、予防接種を実施し、子どもたちを病気から守ります。
- ◆ 子どもの発達障がいを早期に発見し、適切な支援を受けられる環境を整備します。
- ◆ 乳幼児期から、むし歯予防に向けた取り組みを実施します。
- ◆ 不妊に悩む方を支援します。

- ◆ 児童虐待の発生を未然に防ぎます。また、既に発生した事案に対してはその深刻化を防ぎます。
- ◆ 保健、医療、福祉及び教育の分野間、また、家庭や保育施設、学校、地域などの連携を推進します。
- ◆ 地域の子育て応援団「あんよ」によるあそびの広場や「あんよカフェ」を開催し、子育ての情報交換の場を提供します。
- ◆ 各学校で「いのちの日」を設定し、子育てを含めた命について考える機会を設けます。

③ 関連事業

- ◆ 子育て世代包括支援センターによるきめ細かな相談支援の充実
- ◆ 妊娠期から乳幼児までの一貫した母子保健事業の展開
(プチママサロン、乳幼児教室、乳幼児家庭全戸訪問など)
- ◆ 産後ケアの充実
- ◆ 出産費助成事業
- ◆ 予防接種の費用助成、予防接種実施の周知
- ◆ 各種乳幼児健診の実施による発達の確認及び発達障がい児の早期発見・早期支援
- ◆ 幼児健歯事業の充実と定着化
- ◆ 不妊治療費助成事業
- ◆ 必要な社会的養護の支援
- ◆ こ保小中連携教育の実践
- ◆ 地域の子育て応援団と連携した各種広場事業の実施による情報交換の場の提供
- ◆ 町広報紙やホームページによる子育て情報の提供
- ◆ 教育課程を通じた命を大切にする取組みの実施

④ 施策の指標

■ 指標1) 乳児家庭全戸訪問事業の実施件数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
35	37	35	35	35	35	35

出典:「第2期子ども・子育て支援事業計画及び教育課調べ」

■ 指標2) この地域で子育てをしていきたいと思う人の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
66.7	70	70	70	75	75	75

出典:「1歳6カ月児健診追加問診票」

第3節 みんなで育む学びのまち

政策7 学校教育の充実



学校の教育活動全体で、豊かな情操を養い、同時に活力ある生活を送るため、健康でたくましい体を育みます。また、自ら考え、判断し、柔軟に対応できる確かな学力を育み、一人ひとりの個性を尊重した人間性豊かな教育と地域と連携した学校づくりに取り組みます。

施策17 豊かな心と健やかな体の育成

① 現状と課題

- ◆ これまで学校教育で行われてきた「いのちの教育」を家庭や地域においても推進していくことが大切です。
- ◆ いじめや不登校の問題は、学校における最重要課題の一つとなっており、平成30年3月に改定した「真室川町いじめ防止基本方針」を受け、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」に沿った指導が行われています。
- ◆ SNS^{*18}のトラブルや依存傾向が見られる等、メディアに関する課題が生じているため、学校と家庭が一緒になった取り組みが必要です。
- ◆ 日常的に運動している子としていない子に分かれる傾向が見られ、学校では、体育授業の充実と併せ、子どもの運動習慣の改善に取り組む必要があります。
- ◆ 食育に関する取り組みを進めるにあたって、食事のほとんどは家庭でとられていることから、学校と家庭が一緒になった実践がより一層必要です。

② 施策の展開

- ◆ 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の充実を推進していきます。
- ◆ 道徳教育の充実を図っていきます。
- ◆ 安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、いじめ防止に向けた対応や不登校対策の充実を図っていきます。
- ◆ 体育授業の充実を図るとともに、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析を行い、課題に対応していきます。

*18 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 適切な運動部活動等を推進していきます。
- ◆ 食に関する指導計画に基づき取組みを進めるとともに、幼児期からの食育・健康教育に取り組んでいきます。
- ◆ おいしいふるさと給食により地産地消を通じ農作物への感謝の心を育み、安全安心な給食を提供します。
- ◆ 健全な心と体の育成のため、学校保健委員会を通じ家庭との連携を図っていきます。
- ◆ 幼児期からのメディアコントロールに取り組んでいきます。

③ 関連事業

- ◆ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- ◆ ボランティア体験や地域貢献活動などの充実
- ◆ 「いじめ防止基本方針」に沿った、いじめの未然防止、早期発見の強化
- ◆ 教育課程を通じた命を大切にす取組みの実施
- ◆ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果による実態や課題の点検、課題解決に向けた取組みの実践
- ◆ 運動部活動等のガイドラインに則った適切な活動の推進
- ◆ 学校給食における地元食材の活用(おいしいふるさと給食)(施策5再掲)、小中学校給食費の負担軽減
- ◆ 「生活リズムアンケート」に基づく指導及び保護者連携への活用
- ◆ 幼児期からメディアコントロールを学ぶ機会の設定

④ 施策の指標

■ 指標1) 自分には良いところがあると思う生徒の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
82.7	94	94	94	94	94	94

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

■ 指標2) 朝食を毎日食べている生徒の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
90.4	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

施策18 確かな学力の育成

① 現状と課題

- ◆ 主体的・協働的な学習に力を入れてきた結果、共に学び合う中で個々の学習を高めていこうとする意欲が向上しています。
- ◆ 個に応じた学習の定着を図り、知的好奇心を高めながら主体的に学習に取り組んでいける工夫が必要です。
- ◆ こども園・保育所、小学校、中学校への円滑な移行が求められる中、合同会議や研修会を実施し、子どもの学びの連続性を保障するために工夫した実践が行われています。
- ◆ 特別な配慮を要する子どもは増加しており、多様なニーズに応じた学びを保障する取組みが必要です。町では特別支援教育推進体制を整え、適切な支援や指導方法への共通理解が図られています。
- ◆ ALT・外国語活動補助員を配置し、こども園・保育所・小学校・中学校における外国語活動・外国語教育を推進しています。
- ◆ 英語の学習状況については、中学校の標準学力検査等の分析結果から改善の兆しはあるものの、読む・書く・話す・聴くという4技能のバランスに課題が見られます。

② 施策の展開

- ◆ 自ら学び考える力を養うため、探究型学習を推進していきます。
- ◆ 「授業づくりの5つの基本ポイント^{*19}」に基づく授業づくりを徹底して行っていきます。
- ◆ 全国学力・学習状況調査等の分析・活用に取り組みます。
- ◆ 「人」「もの」「こと」に直接ふれる体験学習として、「本物教室^{*20}」による感性教育を推進していきます。
- ◆ 学習指導員・支援員等を配置していきます。
- ◆ 児童・生徒の個々に応じた学びの充実を支援するため、公営塾の充実を図っていきます。

*19 ①授業のはじめに学習課題や学習問題を示す。②自分の考えなどを書く活動を取り入れる。③ねらいをはっきりさせた協働的な学習を取り入れていく。④学習の最後にまとめる時間を確実にとる。⑤どのような力が付いたのかをしっかりと評価する。

*20 「人」(一流のスポーツ選手、シェフ、落語家、など)、「もの」(実物)、「こと」(演劇、コンサート、芸能など)に直接触れる体験学習。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 校種をこえた連続性のある学びの推進に取り組んでいきます。
- ◆ 個の能力を伸ばすためのきめ細かな指導の充実を図っていきます。
- ◆ ALTや外国語補助員を配置・活用して外国語活動・外国語教育の充実を図ります。
- ◆ 実用英語技能検定受験のサポートを行い、合格率の向上を図ります。
- ◆ 外国語教育推進委員会を活用して指導力向上を図り、小中が連携して外国語教育を充実させます。

③ 関連事業

- ◆ 探究型学習の推進
- ◆ 「授業づくりの5つの基本ポイント」に示している授業づくりと評価の徹底
- ◆ 「本物教室」による感性教育の推進
- ◆ こ・保・小・中の連携による教育の推進
- ◆ 特別支援教育推進委員会等の情報共有と個々に応じた支援
- ◆ 学習指導員や学習支援員、ALT・外国語補助員の配置
- ◆ コーディネーターを中心とした学習支援、図書支援、地域連携の推進
- ◆ 公営塾の充実
- ◆ 英語検定受験料補助事業
- ◆ 国際理解教育の推進
- ◆ 英語で他教科等を学ぶ機会の設定
- ◆ 小中連携外国語教育の実施

④ 施策の指標

■ 指標1) 学校の授業時間以外に2時間以上勉強する生徒の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
38.4	45	50	50	50	50	50

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

■ 指標2) 英検3級以上の英語力のある中学生の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
24.1 (34.8)	28.3	県平均以上	県平均以上	県平均以上	県平均以上	県平均以上

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」 ※ R1下段は県平均値

施策19 自己の将来を考える力の育成

① 現状と課題

- ◆ 子ども自身が将来の目標を決定していく上で、生まれ育った郷土について理解を深めることを大切にしています。
- ◆ 将来、職業を通じて、社会的自立に必要な能力や態度を身につけることができるように、系統的なキャリア教育^{*21}を推進するとともに、地域を支える人材の育成につなげていく必要があります。
- ◆ 中学校では、職場体験学習や職業講話、上級学校訪問などを実施し、働くことの意義や将来の職業に対する興味を高めています。
- ◆ 国際化、情報化、科学技術の発展など社会の変化に対応し、国際社会で生き抜くためのスキルを身につけることが大切になっています。
- ◆ 情報通信技術の発達は、社会の情報化を推し進めながら、子どもを取り巻く環境にも変化をもたらしており、教員のICT活用指導力の向上や、子どもの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

② 施策の展開

- ◆ 郷土の豊かな歴史・自然・産業を生かした本物体験重視の「ふるさと学習」を推進していきます。

*21 経歴を活かして現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 関係機関と連携を図りながら、地域の特色を生かしたキャリア教育を推進していきます。
- ◆ 事前事後学習を大切にした中学校の職場体験学習を実施していきます。
- ◆ 希望するキャリアの実現に必要な多様な就学機会の確保や人材の地域定着を図るため、経済的な支援を実施します。
- ◆ 町のことをもっと知りたいという意欲と町の良さを再認識する取組みを実施していきます。
- ◆ PCやタブレット型端末等のICT環境の整備・活用・充実を推進するとともに、幼児期からの情報モラル教育の充実を図っていきます。
- ◆ 小学校高学年以上の各学級に新聞を配置し、社会の情報に感心を持たせる取組みを行います。

③ 関連事業

- ◆ 町ぐるみのふるさと学習の推進と発信の強化
- ◆ 発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進
- ◆ 中学校の職場体験学習の実施
- ◆ 県と連携した若者定着奨学金返還支援事業や町独自のUIJターン者への奨学金返還支援事業
- ◆ 新庄・最上ジモト大学へのプログラム提供(高校生の地域理解の促進や地域に対する愛着の醸成)
- ◆ ICT環境整備事業
- ◆ 幼児期からメディアコントロールを学ぶ機会の設定
- ◆ 1学級1新聞事業

④ 施策の指標

■ 指標1) 将来の夢や希望を持っている生徒の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
73.1	75	80	80	80	80	80

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

■ 指標2) 週一回以上新聞を読んでいる生徒の割合 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
13.4	30	50	50	50	50	50

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

施策20 教育環境整備の充実

① 現状と課題

- ◆ 各学校では、地域から信頼を得る学校経営を推進しています。学校関係者、地域の方々からも意見をいただき、学校経営改善に努めています。
- ◆ 地域に根差した教育活動を推進していくために、家庭や地域と連携・協働して子どもの学びを支えていくことが必要となってきます。
- ◆ 教員は、日常の学習指導業務に加え、生徒指導や部活動指導、いじめ・不登校など、多様化した課題に対応しています。このような中、学校における働き方改革により、子どもと向き合う時間を確保していくことが課題です。
- ◆ こども園、保育所、各学校において、特別な支援を要する子どもに対して、個別の教育支援計画や指導計画を作成したり、学習指導員・支援員を配置したりするなどして、個に対応した指導を行っています。
- ◆ 特別支援学級に在籍する子どもだけでなく、通常学級に在籍し、発達障がい等により特別な支援を要する子どもに対する支援・指導を含め、ニーズに応じたきめ細かな対応や支援、切れ目のない支援の継続がさらに必要とされています。
- ◆ 子どもの安全を確保するために、学校と行政が連携して対策を講じてきていますが、今後さらに、様々な事案を想定しての備えと、関係機関との連携強化が必要です。
- ◆ 学校の耐震化及び教室等の空調設備の整備は全て実施済みです。修繕等については計画的に進め、施設の維持を行っています。

第2編 真室川町総合計画

② 施策の展開

- ◆ 学校・家庭・地域の連携協働推進事業を充実させていきます。
- ◆ 教職員の事務的効率化を図り、きめ細かな指導を充実させていきます。
- ◆ 部活動指導員を配置して教職員の負担軽減と部活動の質的な向上を図っていきます。
- ◆ 一人ひとりの学習保障のため、学習指導員や学習支援員を配置していきます。
- ◆ 特別支援教育推進委員会による町全体での特別支援教育の推進及び充実を図っていきます。
- ◆ 学校安全計画の見直し、関係団体等との連携、安全教育の推進などを通じて子どもの安全を確保します。
- ◆ 学校施設の大規模工事は年次計画に基づき着実に進め、小規模な改修は緊急性を考慮しながら早急に対応します。

③ 関連事業

- ◆ 地域と連携した特色ある学校づくり事業(コミュニティ・スクールの効果的運営)
- ◆ 学校経営の目標を基にした実践と定期的な自己評価及び学校経営の改善
- ◆ 校務支援システムの導入による事務的業務の効率化
- ◆ 部活動指導員の配置による部活動の質的向上
- ◆ 町特別支援教育推進委員会の設置による特別支援教育の充実
- ◆ 地域の安全上の課題等を学校が集約しやすい体制整備
- ◆ 安全教育(生活安全・交通安全・災害安全)・防災教育の推進
- ◆ 年次計画に基づいた学校施設・環境の整備

④ 施策の指標

- 指標1) 地域や社会を良くするために何をすべきか考えたことがある生徒の割合
(単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
61.5	60	60	60	60	60	60

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

- 指標2) 学校が楽しい生徒の割合
(単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
92.3	94.7	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2

出典:「第一次真室川町教育振興計画及び教育課調べ」

第2編 真室川町総合計画

政策8 多様な学びの機会の充実



子どもから高齢者まで様々な世代のライフステージに応じた学習機会の提供と学習内容の充実を図り、町民の主体的な学習活動を継続的に展開できる環境づくりを推進します。町民一人ひとりが気軽にスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを推進します。そうした中で、人と人とのつながりを大切にした健康づくりや生きがいづくりが日常的に行われるようなまちづくりを進めます。

また、先人から伝承されてきた文化や歴史などを、「学びの資源」として活用することで郷土愛を醸成し、伝承文化を通じた地域活動を通じて、世代を越えた地域での交流が日常的に行われる活動を支援します。

施策21 町民への学習機会の提供と主体的な学びの支援

① 現状と課題

- ◆ 町民のライフステージに応じた学習機会が提供できる環境づくりが求められていることから、社会教育団体と行政が連携し、学習環境の充実に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 中央公民館等の町社会教育施設について、適切に維持管理を行いながら、町民ニーズに沿った整備を行っていくことが必要です。
- ◆ 「大学」を身近に感じる機会が少なく、大学との連携した取組みが難しい現状にあります。
- ◆ 町には、自然、歴史、伝統・伝承文化など多くの地域資源があります。地域文化に親しむ環境をつくり、その良さに気づくことで、町を大切に思う心を育てることが必要です。
- ◆ 生涯学習の基盤である図書環境を整備し、誰もが本に親しむことができる環境を構築していくことが必要です。
- ◆ 郷土資源の保存継承のため、自然資源等の保全や、伝承文化の後継者育成支援に取り組むことが必要です。

② 施策の展開

- ◆ 社会教育団体への支援を通じ、連携した社会教育事業を展開していきます。
- ◆ 社会教育施設について、適切な維持管理と機能向上を図ります。

- ◆ 大学との連携を推進し、町の子どもや住民との交流を促進します。
- ◆ 子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせた学習機会を提供していきます。
- ◆ 県の学校・家庭・地域の連携協働推進事業を活用しながら、学校、家庭、地域が連携して教育に取り組む仕組みづくりを推進していきます。
- ◆ まちなか図書館構想にもとづき、誰もが本に親しむことができる図書環境を構築していきます。
- ◆ 郷土資源の保存継承のため、自然資源等の保全や、伝承文化の後継者育成支援に取り組めます。

③ 関連事業

- ◆ 社会教育団体への活動支援
- ◆ 社会教育施設の適切な維持管理と整備
- ◆ 公民館分館管理運営費・施設整備費補助事業
- ◆ 大学連携事業の推進
- ◆ 「出前講座」「まざれや体験塾」「スタディツアー」等の成人の学習機会の提供
- ◆ 「栄寿大学」を中心とした高齢者の学習機会の提供
- ◆ 学校・家庭・地域の連携協働推進事業の実施(ふるさと学習や放課後子ども教室等)
- ◆ まちなか図書館構想の推進
- ◆ 「未来に伝える真室川の宝」事業(番楽フェスティバル、ふるさと子ども伝承祭等の開催と継承者育成支援)

④ 施策の指標

■ 指標1) 社会教育事業の参加人数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
419	136	420	420	420	450	450

出典:「教育課調べ」(R2コロナウイルス感染症の影響による減)

■ 指標2) 中央公民館図書室貸出冊数 (単位:冊)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
1,975	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,700

出典:「教育課調べ」

施策22 スポーツに親しめる環境づくりと競技スポーツの振興

① 現状と課題

- ◆ 「町民一人 1スポーツ」実現に向け、ライフステージに合わせてスポーツを親しめる環境整備が必要です。
- ◆ スポーツの普及や競技力の向上のため、町民が一流のスポーツ選手に触れる機会を提供していくことが必要です。
- ◆ スポーツ少年団の選手や指導者は減少傾向にあります。競技スポーツ振興のため、選手や指導者の育成支援を行っていくことが必要です。
- ◆ 健康寿命の延伸と生涯スポーツ推進のため、令和元年度より65歳以上の町民について、町スポーツ施設の使用料を免除しています。

② 施策の展開

- ◆ ライフステージに合わせ、誰でも、気軽に、運動ができる機会を提供していきます。
- ◆ 町民が一流のスポーツ選手に触れる機会を提供します。
- ◆ 競技スポーツ振興のため、学校や競技団体と連携し、子どもの発達段階や学習等とのバランスに配慮しながら、選手や指導者の育成を図ります。
- ◆ 町民の健康づくりと競技力向上を図るため、各種競技大会を開催します。
- ◆ 町スポーツ施設について、必要な維持保全を行いながら、町民が利用しやすい施設環境の整備を進めていきます。

③ 関連事業

- ◆ スポーツ教室や出前講座の実施
- ◆ 町民総合体育大会等の開催
- ◆ スポーツ部門の「本物教室」の実施
- ◆ プロスポーツ団体等が行っている訪問事業の積極的な活用
- ◆ 「秋山スキー大会」や「クロスカントリースキー振興事業」の実施による選手の育成支援
- ◆ スポーツ少年団指導者の育成

- ◆ 町総合運動公園等のスポーツ施設の適切な維持管理と町民ニーズに沿った環境整備

④ 施策の指標

■ 指標1) 町スポーツ協会表彰者(団体)数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
25	27	30	30	30	30	30

出典:「教育課調べ」

施策23 郷土愛の醸成と豊かな感性を育む芸術文化の振興

① 現状と課題

- ◆ 町には、自然、歴史、伝統・伝承文化など多くの地域資源があります。地域文化に親しむ環境をつくり、その良さに気づくことで、町を大切に思う心を育てることが必要です。
- ◆ ふるさとのよさを感じることができる探究的な学びや体験の機会を計画的・系統的に提供することが大切になります。また、学びを通して得たことを紹介・発信する取り組みが必要です。
- ◆ 郷土資源の保存継承のため、自然資源等の保全や、伝承文化の後継者育成支援に取り組むことが必要です。
- ◆ インターネットやSNSの発達により、世界中のモノ・コトが瞬時に閲覧できる環境が整っていますが、感性を磨くためには、本物に基づくリアルな感覚や体験も必要です。

② 施策の展開

- ◆ 町の地域資源や地域文化に親しむ環境をつくり、町を大切に思う心を育てます。
- ◆ 町の教育資源「人」「もの」「こと」等を活用した探究的な学びや体験を充実させていきます。
- ◆ 郷土を知り、町を学ぶ地域教材を積極的に活用していきます。
- ◆ 伝承文化団体等の地域で活躍する団体や関係機関、町関係課、町民等との連携を図っていきます。
- ◆ 郷土資源の保存継承のため、自然資源等の保全や、伝承文化の後継者育成支援に取り組めます。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 感性を磨くため、本物に基づくリアルな感覚や体験の機会を提供します。

③ 関連事業

- ◆ 幼児期の遊び、生活科、総合的な学習の時間を中心とした郷土に関する探究的な学びや体験の充実
- ◆ 町社会科副読本の積極的な活用
- ◆ 芸術部門の「本物教室」の実施
- ◆ 「未来に伝える真室川の宝」事業（番楽フェスティバル、ふるさと子ども伝承祭等の開催と継承者育成支援）（施策21再掲）
- ◆ 県児童生徒版画作品展の開催
- ◆ 歴史民俗資料館常設展示・企画展の開催

④ 施策の指標

■ 指標1) 未来に伝える真室川の宝関連事業参加者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
600	—	550	550	550	600	600

出典:「教育課調べ」(R2コロナウイルス感染症の影響による事業中止)

第4節 暮らしやすさを実感できるまち

政策9 交通ネットワークの整備



広範囲な面積を有し、集落が点在する本町において、町道は私たちの暮らしに大きな影響を与えるものです。日常生活での利便性を考慮しつつ、冬季や災害時などでも安定的につながる道路や橋梁の整備を計画的に行います。

また、公共交通についても、利便性の向上とともに、誰もが交通手段を確保できる体制を構築していきます。

施策24 道路・橋梁の整備

① 現状と課題

- ◆ 公共交通網の乏しい本町においては、車への依存度が高く、道路整備は基礎的なインフラ整備として重要です。
- ◆ 最上地域を南北に縦断する東北中央自動車道、東西に横断する国道47号新庄酒田道路は、整備が着実に進んでいます。また、町内を通る国道2路線、県道7路線も順次整備がなされています。
- ◆ 令和2年4月1日現在、町道の改良率は70.9%であり、町民生活の利便性や地域からの要望をもとに順次改良を進めています。
- ◆ 町道に架かる修繕等の長寿命化を要する橋梁は、国庫補助金等を活用しながら計画的に整備を進めています。
- ◆ 町道の維持・修繕は地区要望等を取り入れながら優先順位を付けて実施しています。

② 施策の展開

- ◆ 国・県道整備促進は、各種関係機関と連携し、要望活動を実施します。
- ◆ 町道は、集落が点在する地域性を考慮し、計画的に整備します。
- ◆ 橋梁は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき適切に修繕を進めます。
- ◆ 町道の維持・修繕事業を実施し、適時・適切に管理します。

第2編 真室川町総合計画

③ 関連事業

- ◆ 各種期成同盟会や関係機関と連携した国・県道整備促進の要望活動
- ◆ 補助金や地方債を活用した計画的な町道や橋梁の整備
- ◆ 地域と連携した簡易な維持補修の実施
- ◆ 地域と連携した道路環境美化運動の実施

④ 施策の指標

■ 指標1) 町道改良率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
70.9	71.0	71.1	71.1	71.1	71.1	71.1

出典:「建設課調べ」

■ 指標2) 橋梁修繕数(延べ数) (単位:橋)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
22	28	32	32	36	40	44

出典:「建設課調べ」

施策25 安心して利用できる公共交通網の整備

① 現状と課題

- ◆ 町営バスは、高坂線、及位線、金山線、東循環線及び西循環線の5路線の運行業務を委託により実施しています。
- ◆ 町営バスの利用者は減少傾向にありますが、車両の修繕や燃料費等の維持経費は上がっています。
- ◆ 町営バスが運行されていない地区へは、補完としてデマンドタクシーを町内全域に運行することで、交通不便地域を解消しています。
- ◆ デマンドタクシーの延べ利用者は増加傾向にありますが、利用者が固定化されているため、制度の啓発に努めていかなければなりません。
- ◆ 鉄道交通は、通勤・通学などに重要な交通手段ですが、道路インフラの整備や少子化による通学者の減少などから、利用者が減少しています。

② 施策の展開

- ◆ 通園・通所、通学、通院等での町営バスの利用推進を図るとともに安全性の向上に取り組めます。
- ◆ JR真室川駅発着との接続を考慮し、町営バス利用者の利便性の向上を図ります。
- ◆ 町営バスの乗降調査を実施し、利便性、効率性に配慮したダイヤ編成を行います。
- ◆ デマンドタクシーの利用者を拡大するため普及啓発を図ります。
- ◆ デマンドタクシーの運行時間や料金等の利便性の向上を図り、効果的な運行に努めます。
- ◆ 町営バスとスクールバスの運行状況を検証し、効率的で利便性の高い運行体系の在り方を検討します。
- ◆ 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映したダイヤ編成等をJRに要望していきます。

③ 関連事業

- ◆ 町営バス及びデマンドタクシーの運行
- ◆ 町営バスの運行ダイヤの見直し
- ◆ 運転免許自主返納支援事業
- ◆ JRとの意見交換・各種要望の実施

④ 施策の指標

■ 指標1) 町民一人当たりの町営バス乗車回数 (単位:回)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
6.4	5.2	6.6	6.8	7.0	7.2	7.4

出典:「路線バス利用状況実績」

■ 指標2) デマンドタクシーの利用回数 (単位:回)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
103	200	220	240	260	280	300

出典:「乗合デマンドタクシー利用実績」

第2編 真室川町総合計画

政策10 住環境の質の向上



水道事業においては、生活インフラとして必要不可欠な水道水の安定供給のため、設備の適切な維持・更新を計画的に行い、将来にわたり持続可能な水道事業運営を維持します。

下水道・合併処理浄化槽については、県内でも下位にある生活排水処理普及率の向上を目指し、補助制度の充実と民間推進員との連携を図りながら事業を推進します。

公園は、子どもたちの遊びの場であり、住民の憩いの場でもあることから適正な維持管理を行います。真室川公園については、利便性に配慮した再整備を実施します。

住宅施策は、一般住宅の居住環境の向上を支援するとともに、若い世代や子育て世代を対象とした子育て住宅を整備し、定住・移住施策と連動した取組みを進めます。公営住宅については、施設の長寿命化など適切な維持管理を行います。

町民の日常生活における利便性や産業の競争力を高めていくため、情報通信技術（ICT）の導入や利活用を進めます。また、防災や感染症対策における新たな就労形態（テレワークやサテライトオフィス等）の広まり等にも対応し、地域課題の解決に結びつけることを推進します。

施策26 水道水の安定供給の推進

① 現状と課題

- ◆ 給水人口の減少とともに水道料金収入の減少が見込まれ、安定的な供給に影響を及ぼすことが懸念されます。
- ◆ 昭和50年代に整備した管路・設備が更新時期を迎え、設備改修費用が今後増加する見込みです。
- ◆ 水道会計の健全化を図るため、有収率（給水する水量と料金として収入のあった水量の比率）の向上や未納額の削減が課題となっています。

② 施策の展開

- ◆ アセットマネジメント（資産管理）計画に基づき、水道施設のダウンサイジング（効率を高めるための施設規模の縮小化）による経費の削減・平準化を行いながら、適正な水道料金を設定します。
- ◆ 最上圏域水道事業広域連携検討会での議論を踏まえ、ハード連携（浄水池、配水池の共同利用とダウンサイジング、広域水道のエリア拡大等）とソフト連携（薬品、水道メーターの共同購入等）を進めていきます。

- ◆ 漏水の早期発見と修繕に努めるとともに、未収金対策を強化します。
- ◆ 頻発化、激甚化する災害等に対しては、各種災害対策マニュアルに沿って給水の継続に努めます。

③ 関連事業

- ◆ 広域連携による持続可能な水道事業運営の推進
- ◆ 漏水調査及び修繕による有収率の向上
- ◆ 水道施設の維持管理及び計画的な設備更新
- ◆ 災害協定による連携機関との相互協力及び協力事業者の確保

④ 施策の指標

■ 指標1) 水道有収率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
72.8	73.0	74.0	75.0	76.5	78.5	80.0

出典:「建設課調べ」

施策27 下水道・合併処理浄化槽の普及推進

① 現状と課題

- ◆ 令和元年度末時点で、トイレや生活雑排水が衛生的に処理されている割合(生活排水処理普及率)は、本町人口の64.2%です。県内でも低い割合にあるため、下水道や合併処理浄化槽の普及促進に努める必要があります。
- ◆ 下水道施設の適正な維持管理を進める必要があります。

② 施策の展開

- ◆ 下水道区域については、下水道切替整備の補助制度充実による公共下水道の加入を促進します。
- ◆ 下水道区域外については、補助制度充実による合併処理浄化槽の設置を促進し、単独処理浄化槽からの転換を促進します。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 普及促進が進まない理由として、下水道切替や合併処理浄化槽を導入する際に、トイレ、浴室及び台所などの水廻り改修の自己負担額への懸念があることから、住環境快適リフォーム補助との組み合わせによる制度周知を徹底します。

③ 関連事業

- ◆ 住環境快適リフォーム補助との組み合わせによる下水道切替及び合併処理浄化槽の普及促進
- ◆ 「きれいな水サポーター制度^{*22}」に登録した推進員による普及活動の推進

④ 施策の指標

■ 指標1) 生活排水処理施設普及率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
64.2	65.7	67.4	69.2	71.0	72.9	75.5

出典:「建設課調べ」

施策28 公園機能の維持・強化

① 現状と課題

- ◆ 町内には2つの都市公園(真室川公園・総合運動公園)のほか、野々村ため池親水公園、農村公園、山村広場が設置されています。
- ◆ 2つの都市公園は機能・役割を明確にし、町民に親しまれる公園として整備や管理を行うことが求められます。
- ◆ 各集落に設置された公園や広場は、各集落等と維持管理の協定を結んでいますが、高齢化や担い手不足から今後管理が難しくなることも懸念されます。

② 施策の展開

- ◆ 都市公園は、町民のニーズや利用実態を調査し、長寿命化計画に基づいた施設整備を進めます。

*22 公共下水道接続及び合併処理浄化槽設置を推進するため、設置事業者などが推進員として登録し、水環境の向上のために勧誘を行う制度。

- ◆ 真室川公園は自然エリア、梅林エリア、多目的エリアとして再整備を進めます。総合運動公園は、各種スポーツ競技や健康づくりのためのエリアとしての機能を持たせた利用を促進します。
- ◆ 野々村ため池親水公園、農村公園や山村広場は、管理集落等と連携しながら適正な管理を行いつつ、役割を終えたものや老朽化が著しいものは、地域と協議のうえ統廃合の検討を進めます。

③ 関連事業

- ◆ 真室川公園の再整備
- ◆ 都市公園の適正な維持管理の推進
- ◆ 集落と連携した農村公園や広場の適正な維持管理の推進

④ 施策の指標

■ 指標1) バリアフリー都市公園数

(単位:カ所)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
1	1	1	1	2	2	2

出典:「建設課調べ」

施策29 快適な住宅環境の整備

① 現状と課題

- ◆ 一般住宅への支援は、高齢者や子育て世帯、三世帯同居に配慮し、住環境リフォーム補助事業に町独自の支援策を盛り込み充実を図っています。
- ◆ 子育て支援住宅は、3棟12戸を整備してきましたが、今後も子育て世代や若い世代が町に定住するためのニーズの把握が求められます。
- ◆ 公営住宅は、計画的な長寿命化対策を順次実施しています。また、老朽化が著しい戸別住宅は入居停止のうえ、順次解体を進めています。
- ◆ 人口減少を抑制するためには、住環境、雇用、子育て支援、医療など様々な取組みとの連携が求められますが、とりわけ「住む場所」は各世代を通じ重要な要素となっています。

第2編 真室川町総合計画

② 施策の展開

- ◆ 各世代・世帯の条件に応じた新築やリフォームへの補助制度充実を図りながら住環境の整備を進めます。
- ◆ 解体後の町営住宅敷地について、有効活用を検討し整備します。
- ◆ 町営住宅は長寿命化修繕計画を見直しながら、居室環境の改善を行います。
- ◆ 定住・移住に関する各種施策と連動した住宅施策を展開することで、定住人口の増加と人口減少の抑制を図ります。

③ 関連事業

- ◆ 住環境リフォーム補助事業
- ◆ 新たな定住促進住宅の建設
- ◆ 町営住宅敷地の有効活用策の検討
- ◆ 町営住宅の適切な維持管理の推進

④ 施策の指標

■ 指標1) 住環境リフォーム補助事業件数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
108	110	110	110	110	110	110

出典:「建設課調べ」

施策30 デジタル化の推進

① 現状と課題

- ◆ 携帯電話は町内全集落において利用可能、ICT利活用の基盤となる光ファイバーによる通信回線は町内全域に整備済みとなっており、さらに今後第5世代移動通信システム(5G)への移行等を踏まえ、生活や産業等へのICTの更なる活用が期待されています。
- ◆ 全町に防災放送塔を整備し緊急時の情報伝達を行っていますが、有線接続であるため大規模災害被災時に使用することが出来なくなる可能性が高いことや豪雨や暴風の際に音声聞き取りにくいなどの課題があります。

- ◆ 災害情報の主要な情報収集手段であるテレビ放送は、共聴組合の設備老朽化が進んでいることから受信環境を維持するための設備更新が課題となっています。
- ◆ これからの行政サービスの提供、地域の課題解決、働き方改革やコロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」への対応においても、ICTは欠かすことのできないものになっています。

② 施策の展開

- ◆ マイナンバーカードの普及を積極的に行うなど、日常生活におけるICTの利用促進を図ります。
- ◆ 迅速かつ正確な災害情報の伝達・収集手段としてデジタル無線方式の防災行政無線等の整備を図ります。
- ◆ 国や県と連携してデジタル化を推進し、各種申請手続きのオンライン化やコンビニエンスストアでの税や上下水道の納付など、町民の利便性の向上を図ります。
- ◆ 産業の振興策と連携し、町内企業等の「新しい生活様式」に対応するためのICTを活用した就労形態(テレワークやサテライトオフィス^{*23}等)の導入の支援を行います。

③ 関連事業

- ◆ 町民のICT活用能力の向上を図るため活用事例の情報提供
- ◆ 防災行政無線の更新、戸別受信機の設置
- ◆ テレビ共聴組合の老朽設備更新
- ◆ テレワーク環境の整備
- ◆ マイナンバーカードの普及促進、申請、届出、入札等の行政手続きのオンライン化やコンビニ収納等の実施
- ◆ 町内企業のテレワークやサテライトオフィス等の導入支援 (施策8再掲)

*23 企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。

④ 施策の指標

■ 指標1) オンライン申請等導入業務数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
1	2	3	4	5	6	7

出典:「総務課調べ」

■ 指標2) ICT技術を活用したテレワーク対応事業者数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
0	1	3	3	4	4	5

出典:「総務課調べ」

■ 指標3) 町内超高速インターネット通信の加入世帯率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
61.4	62.5	63.0	63.5	64.0	64.5	65.0

出典:「NTT東日本山形支店調べ」

政策11 生活安全の確保



消防団・自主防災組織等とともに地域における自主的な防災力を強化し、災害時において、その機能が十分に発揮できる体制づくりを進めていきます。また、交通事故や犯罪・事件に町民が巻き込まれることのないよう、地域と連携した啓発活動を通じ、安全で安心なまちをつくります。

施策31 安全・安心な防災・消防体制の確立

① 現状と課題

- ◆ 常備消防は、最上広域市町村圏事務組合消防署北支署が町内に配備されており、非常備消防は、8分団にて組織されていますが、今後の少子高齢化などの諸問題に対応するため、地域・企業・団体と連携した団員確保と、施設・設備の整備を一層推進する必要があります。
- ◆ 災害時の情報収集や防災放送等を活用した情報伝達網の整備、国・県・関係自治体との相互応援体制、民間企業などとの災害時協力体制、災害時の個人や地域（自主防災組織）の防災力向上など、総合的な危機管理体制を強化する必要があります。

② 施策の展開

- ◆ 消防団組織の体制・機能強化、緊急時の消防活動のための施設・設備を強化します。
- ◆ 防災放送等をはじめとする通信機能の向上、並びに情報収集や伝達体制の充実を図ります。
- ◆ 町民の防災に対する意識の向上と正しい知識の啓発とともに、自主防災組織を中心とした自主的な避難行動、避難所運営に向けた組織の育成・避難施設の備蓄の強化、避難行動要支援者に対する避難支援体制の確立を図ります。
- ◆ 町、関係機関、町民それぞれが、災害時に「いつ、どこで、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確実に実行できるようにします。

③ 関連事業

- ◆ 消防演習、操法大会、防災訓練等の実施
- ◆ 消防積載車整備、小型ポンプ・消防サイレンの更新、防火水槽の整備、消防団員の処遇改善

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 防災行政無線の更新、戸別受信機の設置（施策30再掲）
- ◆ 自主防災組織の育成、防災士養成事業、防災座談会の開催、避難所備蓄強化、避難行動要支援者台帳の随時更新
- ◆ 地域防災計画の更新、土砂災害・洪水ハザードマップの更新

④ 施策の指標

■ 指標1) 防災士認定者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
8	8	10	12	14	16	18

出典:「総務課調べ」

■ 指標2) 自主防災活動実施地区数 (単位:地区)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
38	9	40	42	44	46	48

出典:「総務課調べ」(R2コロナウイルス感染症の影響による減)

施策32 交通安全、防犯体制の強化

① 現状と課題

- ◆ 交通安全専門指導員のほか、交通安全立哨指導員、交通安全協会真室川町支部及び交通安全母の会などの取組みにより交通安全対策に取り組んでおり、令和元年まで5か年における人口千人あたりの発生件数などの少なさは県内でも上位となっています。
- ◆ 防犯協会及び青少年育成町民会議、地域住民が連携して防犯対策に取り組んでおり、犯罪や事件の抑止につながっています。
- ◆ 児童・生徒の安全確保のため、地域住民と連携しながら地域見守り隊や子ども110番連絡所を配置しており、不審者の声かけ事案の抑止などにつながっています。
- ◆ カーブミラーや防犯灯などの交通安全施設及び防犯施設は、地域と連携し適切に維持管理していく必要があります。
- ◆ 高齢者ドライバーの交通事故が全国的に多発しています。本町でも運転免許返納者に対する支援を講じていますが、高齢者の免許保有率が高く、公共交通が脆弱な本町においても対策の強化が求められています。

② 施策の展開

- ◆ 交通安全専門指導員のほか、交通安全立哨指導員、交通安全協会真室川町支部及び交通安全母の会その他関係団体が一体となり、交通安全の啓発活動や街頭指導を実施します。
- ◆ 防犯協会及び青少年育成町民会議、地域住民が連携して街頭指導を行い、防犯に対する意識を高めていきます。
- ◆ 地域住民と連携しながら、登下校時の児童・生徒の見守りを実施します。
- ◆ 交通安全施設及び防犯施設の適切な維持管理を行い、交通環境の維持と防犯抑止に配慮した施設整備を実施します。
- ◆ 運転免許自主返納事業を継続し、併せて交通弱者対策の視点からの必要な外出支援を講じていきます。

③ 関連事業

- ◆ 交通安全関連団体及び防犯関連団体との連携
- ◆ 交通安全専門指導員の配置
- ◆ 地域見守り隊やこども110番連絡所の配置
- ◆ 児童への防犯ブザーの配布
- ◆ カーブミラー、防犯灯などの交通安全及び防犯施設の適切な維持管理
- ◆ 運転免許自主返納支援事業（施策25再掲）
- ◆ デマンドタクシーなどの充実

④ 施策の指標

■ 指標1) 不審者事案発生件数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
0	0	0	0	0	0	0

出典:「山形県警不審者発生事案数」

■ 指標2) 交通事故(上段)及び交通死亡事故(下段)件数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
6	10	10以下	10以下	10以下	10以下	10以下
0	0	0	0	0	0	0

出典:「山形県警調べ」

政策12 克雪・利雪の推進



きめ細かな道路除雪や流雪溝の整備とともに、地域の自助共助による除雪の支援や高齢者世帯等の要援護者に対する除排雪対策を強化します。また、町民が雪に親しむイベントやスポーツの機会を創出するとともに、雪を資源としてとらえ観光や農業等の分野での活用を推進します。

施策33 除排雪体制の充実

① 現状と課題

- ◆ 町民アンケートの結果からも、「今後、本町に住みたくない」を選択とした理由として75%の方が「雪が多い」ことを選択しています。
- ◆ 高齢化の進行と若年者の減少により、地域での除排雪の担い手が減少し、町民の自助・共助による除排雪能力が低下しています。
- ◆ 高齢者世帯や障がい者世帯などの要援護者世帯においては、屋根や玄関前の雪処理が自力で困難な場合が多く、大きな負担となっています。
- ◆ 道路除雪は除雪延長174.8km、除雪車22台、除雪作業員32名の体制で実施していますが、作業員の確保が課題となっています。
- ◆ 流雪溝は、順次整備を進めており、投雪口の蓋の軽量化を図るなど利用しやすい形態に変えていますが、利用ルールの徹底が必要です。
- ◆ 歩道除雪の対応が困難な箇所もあり、積雪時における通学路の安全確保が課題となっています。
- ◆ 除雪車の更新や除雪経路の見直し等により道路除排雪作業の効率化を図ってきましたが、除排雪面積の広さの問題もあり、町民の除排雪ニーズに細部までは対応しきれない状況もあります。

② 施策の展開

- ◆ 町民・行政・除排雪業者・ボランティア等の連携に基づき、持続可能な地域の除排雪の仕組みづくりを促進します。
- ◆ 地域コミュニティの再生、活性化を図り、要援護者世帯支援を含めた助け合える地域づくりを推進します。

- ◆ 国庫補助事業を活用し、計画的な除雪機械の更新と流雪溝の整備を進めていきます。
- ◆ 流雪溝の利用ルールを徹底するため、住民組織からなる流雪溝管理組合との連携を図り、効果的な施設利用を促進します。
- ◆ 町道の除雪作業体制を維持するため、除雪作業員の担い手確保に努めます。

③ 関連事業

- ◆ きめ細かな道路除雪体制の維持
- ◆ 計画的な流雪溝の整備と、老朽化水路の整備による除雪省力化の推進
- ◆ 高齢者世帯や障がい者世帯に配慮した除雪支援
- ◆ 自助・共助による地域ボランティア除雪の促進
- ◆ 除雪作業員の雇用・賃金体系の見直しと機械操作のための資格取得の支援

④ 施策の指標

■ 指標 1) 道路除雪延長 (単位: km)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
174.8	174.8	174.8	174.8	174.8	174.8	174.8

出典:「建設課調べ」

■ 指標 2) 流雪溝整備延長 (単位: km)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
20.1	20.1	20.1	20.1	20.6	21.0	21.5

出典:「建設課調べ」

■ 指標 3) 自助・共助除雪ボランティア実施地区数 (単位: 地区)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
20	22	23	23	24	24	25

出典:「福祉課調べ」

施策34 雪に親しみ雪を活用する取組みの推進

① 現状と課題

- ◆ 全国的な田園回帰の流れを捉え、雪の魅力を活用して関係人口を拡大し、移住者の増加につなげる取組みが期待されています。
- ◆ ホワイトアスロン^{*24}など雪に親しむ冬季イベントには、町外からも多くの参加者がありますが、年間を通じたスポーツツーリズム^{*25}へ発展させるなど、より波及効果が期待できる取組みが求められます。
- ◆ 若者の地域への定着を促進するため、雪に親しむ教育、地域活動等を推進し、子どもたちの地域への愛着を育む取組みの強化が求められます。
- ◆ 先人たちが築いてきた雪深い土地ならではの工芸や芸能・食・景観等の雪国文化の継承者が不足しています。

② 施策の展開

- ◆ 県と連携し、最上地域全体で雪をキーワードにした観光・産業・食・イベント等のパッケージ化を図り、大都市圏に発信することで、誘客増加と地域活性化に繋げる手法を検討します。
- ◆ 雪国ならではの文化・体験を通じ、雪に親しみ次世代に引き継いでいくための人材の育成に努めます。
- ◆ 関係人口創出のための雪を活かしたプログラムを整備・強化します。
- ◆ 雪を資源として活用する取組みを進めます。

③ 関連事業

- ◆ 雪を活用したイベントの開催支援
- ◆ クロスカントリースキー振興事業の実施や秋山スキー大会の開催
- ◆ 移住体験ツアーと雪国暮らしの連携
- ◆ 雪中や雪室を利用した「雪やさい」の生産支援

*24 雪に親しみ、楽しむための町内の冬季イベント。雪を利用した競技により順位などを競う。

*25 スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。

④ 施策の指標

■ 指標1) 冬季イベントの来場者数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
0	0	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000

出典:「企画課調べ」 R1は雪不足、R2はコロナ禍の影響により中止

第2編 真室川町総合計画

政策13 自然環境の保全・活用



住民による環境美化運動を推進するとともに、空き家の適正管理指導、不法投棄の巡回により町内全域の環境美化・美観の保全を推進します。

二酸化炭素等の排出量削減のため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。また、家庭、企業、地域における省エネや省資源、リサイクルの運動を推進します。

施策35 環境美化の推進

① 現状と課題

- ◆ 環境保全委員会を設置し、地域の巡視や啓発活動を行い、不法投棄防止に努めていますが、近年は不法投棄が見られるため収集処分を行っています。
- ◆ 環境美化里親制度*²⁶により地域住民による清掃ボランティア活動や環境美化活動の推進と支援を行っています。
- ◆ 危険老朽空き家が増加しているため、適正管理の指導を行っています。

② 施策の展開

- ◆ 不法投棄防止のため、環境保全委員等と協力し、地域の巡視や啓発活動を実施します。
- ◆ 環境美化活動に取り組む団体の活動を支援します。
- ◆ 危険老朽空き家の所有者等に対し、適正管理を促し、危険老朽空き家の解体の一部を助成します。

③ 関連事業

- ◆ 環境保全委員会等による不法投棄防止のための地域の巡視や啓発活動の実施
- ◆ 環境美化里親団体に対する活動の支援
- ◆ 空き家調査の実施と所有者等への指導
- ◆ 危険老朽空き家の解体助成支援

*26 町民が公共施設の里親になり、ボランティア活動として施設の美化及び管理を行っていただく制度。

④ 施策の指標

■ 指標1) 不法投棄処分回収数 (単位:回)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
3	4	3以下	3以下	3以下	3以下	3以下

出典:「不法投棄回収実績」

■ 指標2) 環境美化里親団体数 (単位:団体)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
8	9	10	10	10	10	10

出典:「環境美化里親制度実績」

■ 指標3) 危険老朽空き家の解体助成件数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
1	4	5	5	5	5	5

出典:「危険老朽空き家解体助成実績」

施策36 環境負荷の少ない生活スタイルの構築

① 現状と課題

- ◆ ごみの総排出量は、人口減少の影響や「分別・減量化」の浸透が見られることから平成25年度以降減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は県内市町村の中では上位となっています。
- ◆ ごみ分別収集の周知をしていますが、未だに分別されていない不適切な排出事例もあり、分別意識の向上と周知の徹底を行っていかねばなりません。
- ◆ 廃棄物等の発生を減らし、活用できる資源として有効に繰り返し使う循環型社会形成を進めていく必要があります。
- ◆ 広域処理をおこなっているエコプラザもがみのごみ処理施設の設備長寿命化のため、ごみの分別と減量化の推進が必要です。
- ◆ 地球温暖化を防止するため、気候変動対策に積極的に取り組んでいくことが求められています。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの取組みをさらに進めていくことが必要となっています。

第2編 真室川町総合計画

② 施策の展開

- ◆ 家庭、企業等、地域住民の自主的な活動も含めた、省エネや省資源・リサイクル運動を推進します。
- ◆ 廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再利用(リサイクル)の3Rを推進します。
- ◆ 広域処理を行っているごみ処理施設の設備長寿命化のため、ごみ分別と減量化の取り組みや周知を徹底します。
- ◆ 二酸化炭素等の排出量削減のため、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

③ 関連事業

- ◆ ごみの減量化や分別収集の周知
- ◆ 3Rの推進にむけた啓発活動の実施
- ◆ 小学校における資源回収の奨励
- ◆ 家庭等における地球温暖化対策の推進(緑のカーテン事業など)
- ◆ 再生可能エネルギーの利用促進(バイオマス、太陽光など)

④ 施策の指標

■ 指標1) 町内廃棄物排出量の推計(古紙類は除く) (単位:t)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
2,128	2,084	2,036以下	1,987以下	1,939以下	1,891以下	1,842以下

出典:「最上広域市町村圏事務組合第3期地域計画」

■ 指標2) 資源化率の推計(古紙類は除く) (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
10.6	11.5	12.2	12.9	13.7	14.5	15.3

出典:「最上広域市町村圏事務組合第3期地域計画」

■ 指標3) 再生可能エネルギー利用推進事業補助件数 (単位:件)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
7	12	13	13	13	13	13

出典:「町民課調べ」

第5節 健全で自立したまち

政策14 次代を担う人材の確保



住環境整備、雇用、子育て支援等の様々な取組みと連携し、定住・移住を促進します。とくに、町の次代を担い出生数増加の鍵となる若者の地元定着やUIJターンに対する取組みを促進します。また、結婚を希望する方の出会いの実現に向けて、多様な機会を提供します。

施策37 定住・移住の促進

① 現状と課題

- ◆ 出生数の減少及び死亡数の増加によって、人口の自然減少が大きくなっています。
- ◆ 進学、就職、結婚等をきっかけに転出する人が多く、若年層(特に女性)の社会的減少が顕著になっています。また一度転出すると、より条件の良い生活環境、労働環境、子育て・教育環境等を求めてそのまま他地域に定着し、Uターンする人が少ない状況です。
- ◆ 町が実施する移住体験ツアーや町外からの労働力の受け入れに努める企業など、他地域からの人口流入増に向けた取組みも始まっていますが、転入者の受け入れ・定住促進に向けては、さらなる雇用の創出や住宅不足の解消などの課題があります。

② 施策の展開

- ◆ 住環境整備、産業振興、子育て支援・教育環境の充実等の様々な取組みと連携し、若年層を中心としたUIJターン推進や地元定着を進めていきます。
- ◆ 県等と連携し、移住相談会やマッチング支援などを通じた積極的な町の情報発信を図り、移住希望者との繋がりを創出・拡大します。
- ◆ 将来的な転入者増加に向け、関係人口創出のためのプログラムを整備・強化します。
- ◆ 若年者を対象とした地域理解の促進や、地域に対する愛着を醸成するための取組みを通じ、一度町を離れても将来的に帰郷したいと考える若者を増やしていきます。

③ 関連事業

- ◆ 県と連携した若者定着奨学金返還支援事業や町独自のUIJターン者への奨学金返還支援事業（施策19再掲）

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 首都圏での移住セミナー、移住関係全国イベント等への出展
- ◆ ふるさと山形移住・定住推進センターと連携した移住相談や移住施策の展開
- ◆ 移住体験ツアーの実施
- ◆ ゲストハウス等の整備による町の暮らし体験
- ◆ 移住支援金や移住者向け食の支援事業など、UIJターン者への支援
- ◆ 新庄・最上ジモト大学へのプログラム提供(高校生の地域理解の促進や地域に対する愛着の醸成) (施策19再掲)
- ◆ 子育てへの各種支援(乳児から高校生までの経済支援、学力向上対策など)
(施策15関連事業)
- ◆ 新たな定住促進住宅の建設 (施策29再掲)
- ◆ 空き家バンクと連携した住居マッチング支援

④ 施策の指標

■ 指標1) 転入者のうち15～49歳(再生産年齢)の人数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
20	20	20	20	30	30	30

出典:「企画課調べ」

■ 指標2) UIJターン相談者の人数 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
7	10	15	15	20	20	20

出典:「企画課調べ」

施策38 結婚支援の推進

① 現状と課題

- ◆ 人口減少のほか未婚化・晩婚化・晩産化など様々な要因から、全国的に出生数が減少しています。
- ◆ 山形県及び県内市町村等の団体で構成されるやまがた出会いサポートセンター事業については、最上地域の利用者が少ない傾向にあります。

② 施策の展開

- ◆ 町民のボランティアによる仲人活動により、町内未婚男女への働きかけを実施していきます。
- ◆ 若者の出会い、交流を創出するイベント等を支援し交流を促進します。
- ◆ 最上地域や山形県の結婚支援に係る団体と連携し、ネットワーク構築を図り、イベントや情報交換による効果的な事業を実施していきます。

③ 関連事業

- ◆ 真室川町結婚推進員による仲人活動
- ◆ 若者交流促進事業
- ◆ 最上地域婚活実行委員会の結婚推進活動
- ◆ やまがた出会いサポートセンター事業の周知、広報
- ◆ 結婚新生活支援事業費補助金

④ 施策の指標

■ 指標1) 町の婚姻率(千人あたり) (単位:—)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
2.38	3.00	2.82	2.92	3.01	3.10	3.19

出典:「企画課調べ」

第2編 真室川町総合計画

政策15 交流の促進



自然や食などの地域資源を活かした観光や物産を通じた取組みや、姉妹都市、交流都市や町人会との交流をさらに促進させることで交流人口の拡大を図ります。

施策39 観光・物産による交流の促進

① 現状と課題

- ◆ 観光コンテンツの造成、二次交通や外国語案内標識などの受入れ環境の整備が課題となっています。
- ◆ 観光や各種イベントにおける戦略的な情報発信が不足しています。
- ◆ まむろ川温泉「梅里苑」を観光の拠点として位置づけ、民間運営による経営の弾力化と効率化を図るため、令和2年度より指定管理者制度^{*27}を導入しています。
- ◆ 各種イベント・物産販売に携わる関連組織や観光物産協会員は、高齢化や後継者不足が懸念されています。
- ◆ 真室川ブランドの認定によりブランド力の強化やふるさと納税の返礼品としての活用を図ってきましたが、他資源や物産と連携した取組みが十分とはいえません。
- ◆ 歴史的つながりを背景とした姉妹都市や町出身者からなる東京真室川会との交流が行われています。

② 施策の展開

- ◆ 四季のイベントを充実します。
- ◆ まむろ川温泉「梅里苑」を観光の拠点として位置づけ、指定管理者との連携により、施設の機能強化、周辺エリアの環境整備を図り、利用者の拡大を図ります。
- ◆ 「真室川音頭」の知名度を活かし、他の観光資源との組み合わせにより観光の魅力を高めます。
- ◆ 本町でしかできない体験を活かした滞在型観光コースの造成を図り、年齢や目的にあわせた情報発信を強化していきます。

*27 2003(平成15)年に地方自治法の改正によって導入された制度であり、施設の管理権限そのものを地方公共団体が指定する団体(指定管理者)に委任できることとした制度。

- ◆ 山菜や伝承野菜のほか、本町の魅力を生かした特産品の開発や販路拡大を支援し、あわせて真室川ブランド認定品の魅力化と認知度向上のための施策を展開します。
- ◆ 町観光物産協会の組織強化を支援し、町内外の各種団体との連携により新たな交流の創出と誘客事業を展開します。

③ 関連事業

- ◆ 四季のイベント(梅まつり、真室川まつり、釣り大会、ホワイトアスロンほか)
- ◆ 真室川音頭発信事業
- ◆ 「東北のへそ」広域観光連携事業(県連携)
- ◆ 指定管理者との連携によるまむろ川温泉「梅里苑」の機能強化・周辺整備
- ◆ 自然や歴史文化を取り入れた滞在型観光メニューの造成
- ◆ 観光ニーズ調査の実施と情報発信の強化
- ◆ 真室川ブランド品の魅力化向上及び販路拡大
- ◆ 観光物産協会の組織強化支援と町内外の団体との連携による事業展開

④ 施策の指標

■ 指標1) 年間観光客数 (単位:千人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
82.4	54.1	80	85	90	95	100

出典:「県観光者数調査」

施策40 地域間交流の促進

① 現状と課題

- ◆ 姉妹都市の盟約を茨城県古河市と締結し、歴史的なつながりを背景に様々な交流を行っています。
- ◆ 町出身者からなる「東京真室川会」との交流を行っています。
- ◆ 首都圏在住の若年出身者にSNSで呼び掛け、ふるさとのつながりにより集い、お互いが情報交換できる場を提供しています。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 東京都荒川区や神奈川県大和市で物産を通じた交流を行っていますが、相互的な交流に発展する取組みが必要です。
- ◆ 「まむろがわ大使」の任命により、町のPR活動を行っています。
- ◆ ふるさと納税により、町特産物を返礼品としていますが、その中で本町を選んでもらうための取組みが必要です。

② 施策の展開

- ◆ 姉妹都市である古河市との交流については、自治体間の交流だけでなく、民間での交流が図られ継続されるよう支援していきます。
- ◆ 「東京真室川会」には、ふるさとの情報提供を定期的に行い、つながりを大切にしながら交流を継続します。
- ◆ 進学や就職を機に町を離れる若年層から関心を持ち続けてもらうことが、新たな交流やUターンにつながることから、つながりを維持できる情報発信や交流の場を提供します。
- ◆ 様々な地域や人との交流は、町にとって情報の発信や町の取組みへの関心につながることから、相互交流に発展するための取組みを検討します。
- ◆ ふるさと納税の使途に共感していただけるよう、情報発信を強化していきます。また、返礼品についても、寄付者に繰り返し寄付していただけるよう、魅力ある特産品を厳選していきます。

③ 関連事業

- ◆ 姉妹都市交流事業（児童の相互交流、民間団体への姉妹都市交通費補助、各種イベント物産展での交流など）
- ◆ 東京真室川会運営事業補助金
- ◆ 町出身の若年層とつながりを持てる情報発信や取組みの強化
- ◆ 「まむろがわ大使」の任命
- ◆ 交流都市との相互交流の取組みを検討
- ◆ ふるさと納税の取組み強化

④ 施策の指標

■ 指標1) 交流人口

(単位:千人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
350	266	355	365	375	385	400

出典:「企画課調べ」

■ 指標2) ふるさと納税者数

(単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
530	3,370	3,500	3,750	4,000	4,250	4,500

出典:「企画課調べ」

政策16 多様な主体の社会参画の推進



あらゆる分野において、年齢や性別にかかわらず住民誰もが自らの個性と能力を十分に発揮しながら、協力して地域課題の解決に主体となって取り組むまちづくりを推進していきます。また、若者が地域の枠組みを超えた活動を主体的に行うことを支援します。

施策41 地域住民活動の活性化

① 現状と課題

- ◆ 町民アンケートの結果から、「5年後も今の集落での地域活動が維持できる」を選択とした方は50.8%で、「維持できない」を選択した方の39.6%を上回っていますが、「維持できる」とした方の割合は前回アンケートの結果(87%)を大きく下回っており、地域活動継続の危機感が高まっています。
- ◆ 町内各集落の世帯数は総じて減少傾向にあり、それに伴い地域活動も縮小傾向にあります。
- ◆ 若年者は、進学・就職・結婚等をきっかけとした社会的流出により人数が減少していることに加え、通勤圏の広域化、労働形態や生活様式の多様化等のため地域活動に参加しにくい状況にあります。
- ◆ 一方、高齢者は日中も地域に残っている場合が多く、健康寿命の伸びと相まって比較的地域活動を担いやすいため、地域活動の主体が高齢者になっている地域がほとんどであり、地域活動を担う人材を育成することが求められています。
- ◆ 地域課題を解決するためには、住民自らが主体性を持って取り組み、地域内の関係性をより深めていく活動を展開することが必要です。

② 施策の展開

- ◆ 地域住民が率先して実施する地域活動に対し、財政的な支援を行うことで活動の負担を軽減します。
- ◆ 若年者も積極的に地域活動に参画できるよう、若者同士のコミュニティを醸成・活性化するなどの下地づくりを通じ、地域活動の主体が段階的に若年者に移行していくよう支援します。

③ 関連事業

- ◆ 地域づくり活動支援事業
- ◆ 若者交流促進事業（施策38再掲）
- ◆ コミュニティ助成事業
- ◆ 公民館分館運営費・施設整備費補助事業（施策21再掲）
- ◆ 地域おこし協力隊による地域活動への支援
- ◆ まちづくりワークショップの開催
- ◆ 若者ワークショップの開催

④ 施策の指標

■ 指標1) 地域づくり活動支援事業費補助金交付地区数 (単位:地区)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
49	55	60	65	70	70	70

出典:「地域づくり活動支援事業費補助金実績」

施策42 男女共同参画の推進

① 現状と課題

- ◆ 男女平等の実現に向けた様々な取組みが全国で進められており、女性の社会進出が進んでいます。
- ◆ 男女共同参画計画策定時のアンケート結果から、若い世代を中心として、性別による仕事と家庭の固定的な役割分担意識は薄れつつありますが、家事などの分担は依然として女性が7割以上負担している状況にあります。
- ◆ 本町では、男女が社会のパートナーとしてそれぞれの個性を発揮し、ともに認め合い、支えあえるまちづくりを推進するため、令和2年3月に「真室川町男女共同参画計画」を策定しました。

② 施策の展開

- ◆ 関係機関・団体・企業と連携し、男女共同参画社会の推進に取り組んでいきます。

第2編 真室川町総合計画

- ◆ 男女共同参画社会に対する正しい理解のため、情報提供や啓発活動を行います。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備を促進します。
- ◆ 町の政策形成に女性の意見を反映させるため、各種委員などに女性の参画機会を促します。
- ◆ 家庭や学校で、子どもに対する男女平等教育を推進します。

③ 関連事業

- ◆ 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの啓発活動
- ◆ 企業との協働による雇用環境の整備・促進
- ◆ 男女共同参画に係る研修会等の開催
- ◆ 各種審議会や委員会における女性の積極的登用
- ◆ ドメスティックバイオレンス^{*28}や各種ハラスメントの根絶に向けた取組み

④ 施策の指標

■ 指標1) 町の附属機関への女性委員の登用率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
20	20	30	30	30	30	30

出典:「企画課調べ」

*28 明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

政策17 健全な行財政運営



各種事業を実施するにあたり、健全な財政運営と町民の声を反映した施策を展開できる人材の育成を図ります。また、多くの人の意見を町政に反映するために広聴の機会や手段を充実させます。

施策43 財政力の向上

① 現状と課題

- ◆ 本町の財政において、歳入の多くを占める地方交付税については、国の厳しい財政状況や本町の人口減少により増額は期待できない状況にあります。
- ◆ 少子高齢化の進行により、社会保障費の増大が見込まれる状況にあります。
- ◆ 近年、生活基盤整備・長寿命化対策などにより事業数が増加していることから、個別計画による事業優先度を判断することが課題となっています。
- ◆ 公共施設に係る今後の利活用について検討をする必要があります。
- ◆ 町有施設等の大規模建設事業の実施により、地方債残高の増加及び基金残高の減少による各種財政指標の増加が見込まれています。

② 施策の展開

- ◆ 職員一人ひとりが資質の向上を図り、効果的な事務事業の実施に努めます。
- ◆ 事務事業評価により町民のニーズや町の課題に対応する事業へ見直しを行います。
- ◆ 公共施設の維持管理や活用について、町民の利便性を前提に民間力の活用を推進していきます。

③ 関連事業

- ◆ 事務事業評価による課題整理と翌年度以降事業への反映
- ◆ 公共施設総合管理計画に基づいた個別計画の策定及び投資的事業の平準化
- ◆ 健全化判断比率など各種指標による財政状況の把握

第2編 真室川町総合計画

④ 施策の指標

■ 指標1) 実質公債費比率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
5.8	6.1	6.6	7.1	7.4	7.9	8.0

出典:「財政計画」 R1～R2に役場新庁舎建設に係る地方債の借入を行うため徐々に上昇する見込
(以下、将来負担比率、地方債現在高についてはR4から減少見込み)

■ 指標2) 将来負担比率 (単位:%)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
12.3	58.0	59.9	57.5	53.9	49.1	47.1

出典:「財政計画」

■ 指標3) 地方債現在高 (単位:百万円)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
4,144	5,018	5,087	5,086	5,043	4,875	4,794

出典:「財政計画」

施策44 行政サービスの向上と人材の育成

① 現状と課題

- ◆ 町の広報紙や公式ホームページは、重要な情報発信の手段です。情報通信技術が日々進歩し、多くの情報が溢れる中で、広報紙やホームページから発信される情報が町民から有効活用されるような運用の充実を図る必要があります。
- ◆ パブリックコメント等により政策の決定過程で町民からの幅広い意見を取り入れることができるよう、運用の充実についての検討が必要です。
- ◆ 各種委員等は公募による委員の拡大に努めていますが、特に若い世代からの公募は少ない状況にあります。
- ◆ 町民の利便性向上のため、窓口延長を平日18:30まで行っています。
- ◆ 町民が何を訴えているのかを聞き、応えていく能力が必要とされるため、各種研修会を通じ人材育成を図っていく必要があります。

② 施策の展開

- ◆ 多様な電子媒体での積極的な情報発信と、町民意向の把握につながる広報広聴活動を行います。

- ◆ 町民の意見、要望等を聴く機会を充実させるため、座談会やホームページからの意見募集を行います。また、若い世代から多くの意見を聴く手法を検討します。
- ◆ 町民の利便性向上のため、コンビニエンスストアでの納付などの電子手続を進めます。
- ◆ 町民の要望、意見、苦情を聞き、対話の中で町民が納得できるような解決策を模索できる職員の育成を図ります。
- ◆ 各種研修会の受講に加え、OJT^{*29}による指導により、町民主体の施策が推進できる職員の育成を図ります。

③ 関連事業

- ◆ 多様な媒体・方法による広報活動の推進
- ◆ 「広報まむろがわ」及びホームページの充実
- ◆ 行政情報の積極的提供
- ◆ 若者ワークショップの開催（施策41再掲）
- ◆ 町民の利便性に配慮した電子手続・窓口サービスの充実
- ◆ 山形県市町村職員研修所及び最上広域市町村圏事務組合の研修受講
- ◆ 内部研修の実施

④ 施策の指標

■ 指標1) 座談会・広聴会の実施回数 (単位:回)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
18	2	20	20	20	20	20

出典:「企画課調べ」(R2コロナウイルス感染症の影響による減)

■ 指標2) 山形県市町村職員研修の受講 (単位:人)

R1(実績)	R2(見込)	R3	R4	R5	R6	R7
52	51	50	50	50	50	50

出典:「総務課調べ」

*29 「On the Job Training」の略称で、新人や未経験者に対して、実務を体験させながら仕事を覚えてもらう教育手法。

第7章 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染症への対応については、国並びに県と連携した施策を講じる必要があります。

しかしながら、今後どのように情勢が変化するかを見通すことは難しいため、次の点に留意し、計画の随時見直しなどについて柔軟に対応することとします。

1) 感染症に備えた体制の構築

- 地域医療体制の充実
- 医療資機材、衛生資材の確保
- 感染症予防対策の徹底

2) 地域経済の活性化、人材の育成・確保推進

- 甚大な影響が生じている地域経済を支援する取組みの継続
- 安心して暮らし働き続けられる生活と雇用の環境づくり
- 「新しい生活様式」を支える社会基盤の整備
- 子どもたちの学びを保障する教育の充実
- 新しい働き方による地方への人口分散・回帰をとらえた人材の確保

3) その他

- 国・県と連携した取組みの推進
- 各取組みに対応する財源の確保

第8章 持続可能な開発目標(SDGs)と各政策の関連性

平成27年に国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を統合的に解決していくため、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

本町も、世界共通の目標となるSDGsの理解を深め、また、そうした視点から、本計画を推進することにより、SDGs実現に貢献していくこととします。

本計画に掲げる各種政策とSDGsの17のゴールの関連性を一覧にすると次のとおりとなります。

 2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
																	
I やりがいを持って安心して働けるまち																	
政策1 農業の振興		○						○	○					○			
政策2 林業の振興							○	○					○		○		
政策3 商工業の振興				○				○	○				○				
II 健やかで安心して暮らせるまち																	
政策4 保健医療の充実	○		○														
政策5 福祉の充実	○		○					○		○	○						○
政策6 子育て支援の充実	○		○		○			○			○					○	
III みんなで育む学びのまち																	
政策7 学校教育の充実		○	○	○							○						○
政策8 多様な学びの機会の充実				○							○						○
IV 暮らしやすさを実感できるまち																	
政策9 交通ネットワークの整備									○		○						
政策10 住環境の質の向上	○			○		○			○		○			○			○
政策11 生活安全の確保	○		○								○		○				○
政策12 克雪・利雪の推進								○	○		○		○				
政策13 自然環境の保全・活用						○	○				○	○	○				

第2編 真室川町総合計画

 2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	
																			
V 健全で自立したまち																			
政策14 次代を担う人材の確保									○	○		○						○	
政策15 交流の促進									○			○							○
政策16 多様な主体の社会参画				○	○						○	○							○
政策17 健全な行財政運営												○						○	○

注) SDGsとは…「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国連で採択された先進国と発展途上国(=すべての人)が一丸となって達成すべき17のゴール等からなる持続可能な開発目標。我が国においても、各分野でSDGsに対する取組みがすすめられ、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」でも2030年の目標達成に向け「地方創生SDGsの推進」が掲げられています。

第3編

真室川町まち・ひと・しごと

創生総合戦略

第1章 重点施策

1. しごと 真室川の資源を活かした「しごと」の創出

- ◀方向性▶
- ◆町の地域資源を最大限に活かせる「しごと」を守り育てることで、持続可能な「産業」を創出します。
 - ◆町内外の人材と積極的に連携し、多様な担い手の確保と育成に努めます。

◎数値目標

指標名	実績値(H29)	目標値(R7)
一人当りの町民所得	204.8万円	235万円

出典：市町村民経済計算

◎具体的な施策・事業(総合計画基本計画 関連事業再掲)

項目	総合戦略として位置づける事業 (総合計画 関連事業再掲)
政策1 農業の振興	(※総合計画における政策名 以下同じ)
施策1 多様な生産者の確保・育成	(※総合計画における施策名)
(事業名)	元気な農業創生事業 農業次世代人材育成投資事業 産地生産基盤パワーアップ事業
施策2 生産基盤の整備	
(事業名)	ほ場整備事業 農業経営高度化支援事業 スマート農業導入支援事業
施策3 農産物の産地化の推進	
(事業名)	元気な農業創生事業(再掲) 産地生産基盤パワーアップ事業(再掲) 園芸大国産地育成支援事業 園芸大規模集積団地整備支援事業
施策4 畜産経営の安定化の推進	
(事業名)	和牛繁殖雌牛導入事業 畜産収益力強化整備事業

第3編 真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

政策2 林業の振興	
施策6 林業事業体の経営力強化	
(事業名)	元気な林業創生事業
施策7 森林施業の効率化と特用林産物の生産推進	
(事業名)	林業専用道開設
政策3 商工業の振興	
施策8 魅力ある製造業の振興	
(事業名)	産業振興条例事業 広域的な雇用への奨励金 資格取得支援事業 魅力ある最上の職場発見推進連携事業(県連携)

◎重要業績評価指標(KPI)

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
新規就農者数(単年ごと)	6人	5人以上
農業法人数	18組織	24組織
基盤整備率	46.2%	58.8%
園芸作物の作付面積	122ha	137ha
畜産(肉用牛・乳用牛)の飼育頭数	910頭	920頭
高性能林業機械導入補助台数(年間補助台数)	2台	3台
民有林(人工林)の森林整備面積	2,900ha	3,018ha
町有林道の累計整備延長	50.9km	53.4km
製造品出荷額	65.0億円	70.0億円
産業振興条例の対象事業者数	5カ所	5カ所
雇用奨励助成金対象者数	12人	10人

第3編 真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2. **子育て** 次世代を担う子どもたちを育み
子育ての希望をかなえる暮らしの創出

- 《方向性》 ◆地域の中で安心して子育てができ、社会活動や地域活動にも参加できるまちづくりを進めます。
- ◆結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、子ども・子育ての経済的支援の充実を図ります。

◎数値目標

指標名	実績値(H30)	目標値(R7)
合計特殊出生率	1.45	1.80

出典：人口動態統計

◎具体的な施策・事業(総合計画基本計画 関連事業再掲)

項目	総合戦略として位置づける事業 (総合計画 関連事業再掲)
政策6 子育て支援の充実	
施策15 子育てと仕事の両立支援の推進	
(事業名)	医療費給付事業 乳児家庭保育支援給付事業 保育料負担軽減事業 保育所等副食費補助事業 副教材無償化事業 学童クラブの充実
施策16 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援の展開	
(事業名)	子育て支援センターの充実 不妊治療費助成事業 プチママサロン 出産費助成事業 乳幼児教室 乳幼児家庭全戸訪問事業
政策7 学校教育の充実	
施策17 豊かな心と健やかな体の育成	
(事業名)	おいしいふるさと給食事業
施策18 確かな学力の育成	
(事業名)	公営塾による学習支援事業 本物教室事業 英語検定受験料補助事業

第3編 真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

政策14 次代を担う人材の確保	
施策38 結婚支援の推進	
(事業名)	若者交流促進事業 最上地域婚活実行委員会による広域的事業 結婚新生活支援事業

◎重要業績評価指標(KPI)

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
乳児家庭全戸訪問事業の実施件数	35件	35件
この地域で子育てをしていきたいと思う人の割合	66.7%	75%
自分には良いところがあると思う生徒の割合	82.7%	94%
朝食を毎日食べている生徒の割合	90.4%	95.5%
授業時間以外に2時間以上勉強する生徒の割合	38.4%	50%
英検3級以上の英語力のある中学生の割合	24.1% (県平均36.4%)	県平均以上
町の婚姻率(千人あたり)	2.38	3.19

第3編 真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3. **安全・安心** 安全・安心な暮らしの創出

《方向性》 ◆真室川に住む誰もが安全・安心に将来まで住み続けられるまちをつくれます。

◎数値目標

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
町が住みやすいと思う人の割合	39.4%	50.0%

出典：町民アンケート

◎具体的な施策・事業(総合計画基本計画 関連事業再掲)

項目	総合戦略として位置づける事業 (総合計画 関連事業再掲)
政策5 福祉の充実	
施策12 高齢者が安心して生活できる支援体制の強化	
(事業名)	地域支えあいポイント事業 地域住民による高齢者の居場所づくり (いきいきサロンほか)
施策14 地域で支え合う仕組みの構築	
(事業名)	地域支えあいポイント事業(再掲)
政策9 交通ネットワークの整備	
施策25 安心して利用できる公共交通網の整備	
(事業名)	交通弱者支援事業(路線バス、デマンドタクシーの運行) 運転免許自主返納支援事業
政策11 生活安全の確保	
施策31 安全・安心な防災・消防体制の確立	
(事業名)	戸別受信機の設置 自主防災・避難体制の強化 消防団機能維持対策事業
政策12 克雪・利雪の推進	
施策33 除排雪体制の充実	
(事業名)	高齢者世帯等除雪支援事業 地域ボランティア除雪事業 流雪溝整備事業 地域雪対策推進連携事業(県連携)

◎重要業績評価指標(KPI)

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
いきいきサロン実施回数	170回	290回
地域支えあいポイント事業達成者数	12人	45人
町民一人当たりの町営バス乗車回数	6.4回	7.4回
デマンドタクシーの利用回数	103回	300回
防災士認定者数	8人	18人
自主防災活動実施地区数	38地区	48地区
道路除雪延長	174.8km	174.8km
流雪溝整備延長	20.1km	21.5km
自助・共助除雪ボランティア実施地区数	20地区	25地区

4. **定住・移住** 「住みたい・帰りたい・訪ねたい」ふるさとの創出

- 《方向性》 ◆町の暮らしそのものの魅力を醸成し、町に「住みたい、帰りたい、訪ねたい」人に応える施策を展開します。
- ◆地域資源を活かした事業により、交流人口の拡大と定住化につなげます。

◎数値目標

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
住み続けたいと思う人の割合	69.3%	80.0%

出典：町民アンケート

◎具体的な施策・事業(総合計画基本計画 関連事業再掲)

項目	総合戦略として位置づける事業 (総合計画 関連事業再掲)
政策10 住環境の質の向上	
施策29 快適な住宅環境の整備	
(事業名)	住環境リフォーム補助事業 定住促進住宅建設事業

第3編 真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略

政策14 次代を担う人材の確保	
施策37 定住・移住の促進	
(事業名)	移住体験ツアー UIJターン者奨学金返還支援事業 移住支援金 移住者向け食の支援事業 ゲストハウス等の整備による町の暮らし体験 定住促進住宅建設事業(再掲) 空き家バンクと連動した住宅提供支援 移住交流人口の拡大連携事業(県連携) 若者の本県回帰・定着に向けた奨学金等返還支援連携事業 (県連携)
政策15 交流の促進	
施策39 観光・物産による交流の促進	
(事業名)	梅まつり 梅の里マラソン大会 真室川まつり 釣り大会(溪流釣り、アユ釣り) ホワイトアスロン・冬花火 真室川音頭発信事業 「東北のへそ」三圏連携交流事業(県連携) もがみ観光資源活用連携事業(県連携)

◎重要業績評価指標(KPI)

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
住環境リフォーム補助事業件数	108件	110件
転入者のうち15～49歳(再生産年齢)の人数	20人	30人
UIJターン相談者の人数	7人	20人
年間観光客数	82.4千人	100千人
交流人口	350千人	400千人

5. 地域づくり 住む人の個性が発揮される地域づくりの支援

- 《方向性》 ◆住民主体によるまちづくり・地域づくりを支援します。
◆人口減少社会に適した行政サービスを展開します。

◎数値目標

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
5年後も集落を維持していけると 思う割合	50.8%	60.0%

出典：町民アンケート

◎具体的な施策・事業(総合計画基本計画 関連事業再掲)

項目	総合戦略として位置づける事業 (総合計画 関連事業再掲)
政策16 多様な主体の社会参画の促進	
施策41 地域住民活動の活性化	
(事業名)	地域づくり活動支援事業 公民館分館施設整備費補助事業 公民館分館管理運営費補助事業 若者交流促進事業(再掲) 若者ワークショップ事業
政策17 健全な行財政運営	
施策44 行政サービスの向上と人材の育成	
(事業名)	電子手続・窓口サービスの充実 若者ワークショップ事業(再掲)

◎重要業績評価指標(KPI)

指標名	実績値(R1)	目標値(R7)
地域づくり活動支援事業費補助金交付地区数	49地区	70地区
座談会・広聴会の実施回数	18地区	20地区

■県との連携事業(再掲)

- しごと 魅力ある最上の職場発見推進連携事業(県連携)
- 安全・安心 地域雪対策推進連携事業(県連携)
- 定住・移住 若者の本県回帰・定着に向けた奨学金等返還支援連携事業(県連携)
- 定住・移住 移住交流人口の拡大連携事業(県連携)
- 定住・移住 「東北のへそ」三圏連携交流事業(県連携)
- 定住・移住 もがみ観光資源活用連携事業(県連携)

第4編

資 料 編

第4編 資料編

1. 第6次真室川町総合計画等策定委員 名簿

委員（順不同／敬称略）

氏名	所属	区分	備考
下平 裕之	山形大学人文社会科学部人文社会科学科 教授	学識経験者	委員長
庄司 一夫	真室川町区長会 理事	地区	
松澤 栄一	もがみ中央農業協同組合 真室川支店長	農業	
高橋 孝一	有限会社高菊林業 取締役	林業	
高橋 智之	アイ・エム・マムロ株式会社 代表取締役	商工業	副委員長
斎藤 哲也	真室川町観光物産協会 副会長	観光交流	
三原 香奈	真室川町PTA連絡協議会 代表母親委員	教育	
斎藤 美香	もがみ北部商工会女性部	青年・女性	
堀川 朋伯	山形銀行 真室川支店長	金融	任期： R2.6.25～
(鈴木 克彦)	(山形銀行 真室川支店長)	(金融)	任期： ～ R2.6.24
荒井 吉信	荘内銀行 真室川支店長	金融	
川又 稔	k u s a b i 代表（民間任意団体）	民間	
青柳 裕大	公募委員	民間	公募

※任期は、令和3年3月31日まで

2. 策定経過

開催日	会議名称
令和元年12月13日	中高生ワークショップ実施
令和2年3月5日～19日	町民アンケート実施
3月16日～	第6次真室川町総合計画等策定委員 公募
5月7日	第1回庁内本部会議開催
5月8日	第1回真室川町総合計画等策定委員会(諮問) ※コロナウイルス感染予防のため書面による意見聴取
5月28日	第1回庁内幹事会開催
6～7月	各課ヒアリング
7月29日	第2回真室川町総合計画等策定委員会
8月3日	第2回庁内幹事会開催
11月24日	第2回庁内本部会議開催
11月27日	第3回真室川町総合計画等策定委員会
令和3年1月18日	第3回庁内本部会議開催
1月25日	町議会への素案説明
2月1日	真室川町総合計画等策定委員会からの提言書提出(答申)
2月3日～12日	パブリックコメントの実施
2月25日	町議会への説明
3月15日	第4回庁内本部会議開催
3月19日	策定(告示)

3. まちづくりアンケートについて

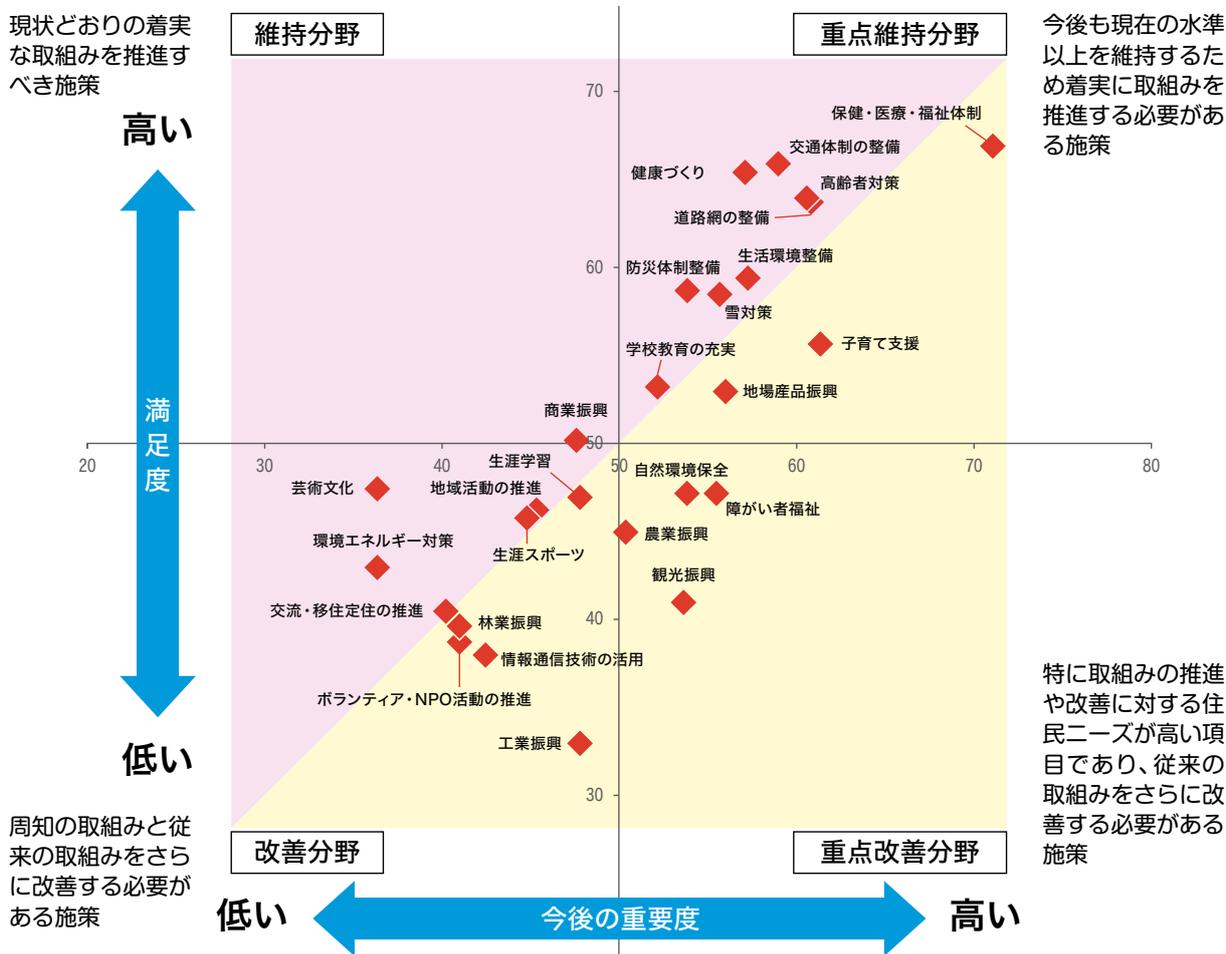
◆まちづくりアンケートとは…

令和3年度からの『第6次真室川町総合計画』を策定するにあたり、これまでの取組みの評価やまちづくりの方向性を決定する際の参考資料とするために町民の皆さんに実施したアンケートです。

◆アンケート調査方法

- 調査方法:15歳以上の町民 男女1,000人
- 抽出方法:住民基本台帳から無作為抽出
- 調査時期:令和2年3月5日～19日
- 調査方法:郵送による配布・回収
- 回答数(回答率):465通(46.5%)

問:現在のまちの施策の満足度と今後の重要度をおたずねします。



上記の表は、町民の皆さんの回答をもとに、「満足」・「やや満足」を“満足”、「不満」・「やや不満」を“不満”、「どちらともいえない」の3段階評価による回答数と割合で各項目を算出し、さらに重要度とのクロス集計を行った後、縦軸を満足度、横軸を重要度としたものです。偏差値「50」を平均とし、右下により近いものが「重点改善分野」として、町民の皆さんの回答から導かれた力を入れるべき施策となっています。

この結果から、「観光振興」、「工業振興」、「障がい者福祉」、「自然環境保全」、「農業振興」、「子育て支援」、「保健・医療・福祉体制」などの施策の改善が求められていることがわかります。

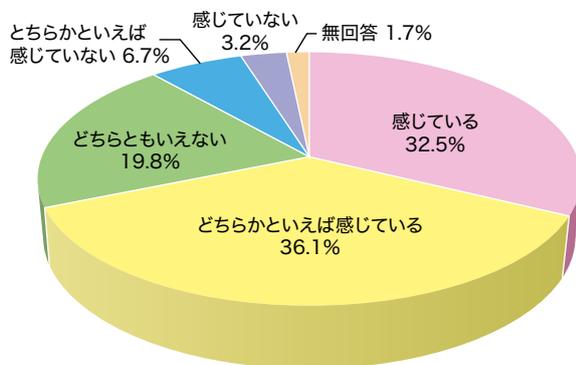
第4編 資料編

問：地域活動・まちづくり活動への現在の参加状況と今後の参加意向について (n=465)



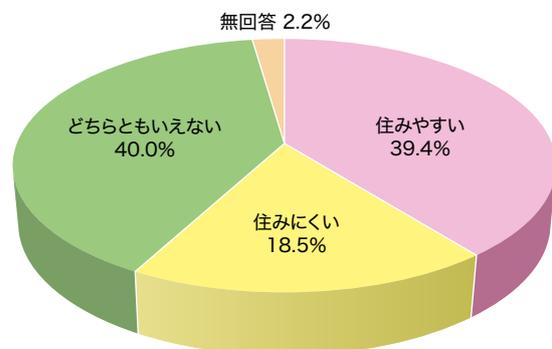
地域づくり・まちづくりに「今後も参加する」、「将来は参加したい」とした人は **約65%**

問：「真室川町」に愛着を感じますか (n=465)



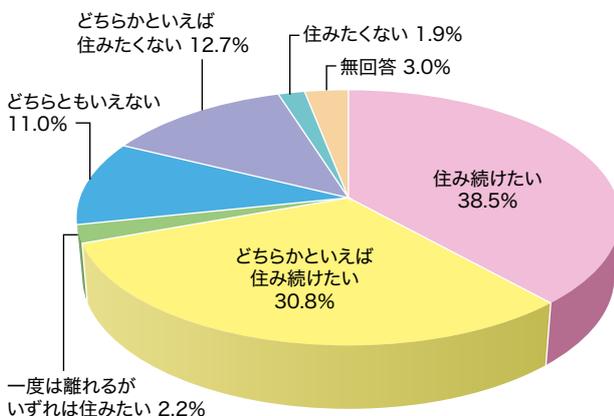
町に愛着を感じている人は **約70%**

問：「真室川町」は住みやすい町ですか (n=465)



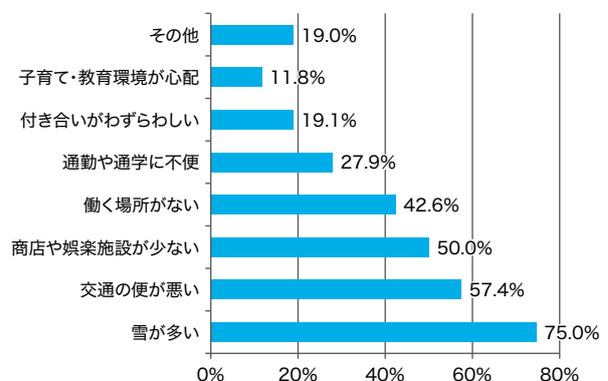
町が住みやすいとした人は **約40%**

問：「真室川町」に住み続けたいと思いますか (n=465)



町に「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」とした人は **約70%**

問：「住みたくない」「どちらかといえば住みたくない」とした理由は何ですか (複数回答可) (n=68)



「住みたくない」とした理由で5割を超えるものは「雪が多い」、「交通の便が悪い」、「商店や娯楽施設が少ない」

4. 用語集

No.	用語	意味
1	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一般的に一人の女性が一生の間に産む子どもの数と解釈される。
2	情報通信技術(ICT)	インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながること。
3	重要業績評価指標(KPI)	組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで目標達成に向けた動きを把握することができる。
4	AI	人工知能。学習、推論、認識、判断などの人間の知能を持たせたコンピュータシステム。
5	IoT	物のインターネット。情報伝達機能を物に組み込み、インターネットでつなぐことで、物からデータ取得したり、そのものを遠隔操作する仕組み。
6	Society5.0 (超スマート社会)	閣議決定により、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された言葉。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
7	テレワーク	情報通信技術を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。
8	オンライン会議	モニターやカメラ、マイクを使って、遠隔地の人とコミュニケーションを取ることができる仕組み。
9	ワーケーション	英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の合成語。リゾートや地方部など普段とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。
10	カーボン・ニュートラル	環境科学の用語の一つ。何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。
11	U I Jターン	人口還流現象の総称であり、Uターンは地方から都市に移住したあと、再び故郷に戻ることに。Iターンは都市から地方に移住すること。Jターンは地方から都市に移住したあと、故郷の近くの地方都市に再び移住すること。
12	GPS	グローバル・ポジショニング・システムの略。衛星から発信される電波を利用して、全世界的な位置を知るための仕組み。
13	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進する新たな農業の仕組み。
14	食農教育	食事の多彩な役割の重要性を伝えていく「食育」に加えて、食を支える根本である農業に関する知識・体験も含んだ教育。
15	地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域の実情にあった医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

第4編 資料編

No.	用語	意味
16	地域一般入院基本料1 (13:1)	医療法に規定される診療報酬上の基準の一つ。「13対1」とは看護職員の配置基準の一つで、患者13名に対し、看護師1名の配置を指します。その場合、必要最小数の7割以上が看護師である必要があります。
17	デマンドタクシー	交通手段に不便をきたしている方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービス。
18	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する会員制のオンラインサービス。
19	授業づくりの5つの基本ポイント	①授業のはじめに学習課題や学習問題を示す。②自分の考えなどを書く活動を取り入れる。③ねらいをはっきりさせた協働的な学習を取り入れていく。④学習の最後にまとめる時間を確実にとる。⑤どのような力が付いたのかをしっかりと評価する。
20	本物教室	「人」(一流のスポーツ選手、シェフ、落語家、など)、「もの」(実物)、「こと」(演劇、コンサート、芸能など)に直接触れる体験学習。
21	キャリア教育	経歴を活かして現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育。
22	きれいな水サポーター制度	公共下水道接続及び合併処理浄化槽設置を推進するため、設置事業者などが推進員として登録し、水環境の向上のために勧誘を行う制度。
23	サテライトオフィス	企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。
24	ホワイトアスロン	雪に親しみ、楽しむための町内の冬季イベント。雪を利用した競技により順位などを競う。
25	スポーツツーリズム	スポーツを見に行くための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。
26	環境美化里親制度	町民が公共施設の里親になり、ボランティア活動として施設の美化及び管理を行っていただく制度。
27	指定管理者制度	2003(平成15)年に地方自治法の改正によって導入された制度であり、施設の管理権限そのものを地方公共団体が指定する団体(指定管理者)に委任できることとした制度。
28	ドメスティックバイオレンス	明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
29	OJT	「On the Job Training」の略称で、新人や未経験者に対して、実務を体験させながら仕事を覚えてもらう教育手法。

**第6次真室川町総合計画
第2期真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略**

発行日：令和3年3月

発行元：山形県真室川町

編集：真室川町企画課